

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

令和6年6月

広島商船高等専門学校

- ・自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。
- ・（複数チェック■可）と記載のある項目は、該当する箇所に、それぞれチェックを入れること。
- ・自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。

◇：明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、当該ページを印刷した資料（該当資料名、資料番号を記入）及びそのURLを欄中に貼付すること。
なお、観点4-1-④はURLのみ、観点4-3-①は別紙様式のみとすることも可とする。

◆：資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。
（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導いた理由とともに記述。）
記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。
また、根拠資料の資料名、資料番号を記入すること。

- ・根拠資料のみでは、内容が伝わりにくい場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄もしくは根拠資料内に簡単な補足説明を加えること。
- ・関係法令の略は次のとおり。

（法）学校教育法、（施）学校教育法施行規則、（設）高等専門学校設置基準

Ⅰ 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	広島商船高等専門学校
2. 所在地	広島県豊田郡大崎上島町東野4272-1
3. 学科等の構成	準学士課程：商船学科、電子制御工学科、流通情報工学科 専攻科課程：海事システム工学専攻、産業システム工学専攻
4. 認証評価以外の 第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：海事システム工学専攻、産業システム工学専攻 ） J A B E E 認定プログラム（専攻名： ） その他（ ）
5. 学生数及び教員数 (評価実施年度の5月1日現在)	学生数：687人 教員数：専任教員49人 助手数：0人

(2)特徴

本校は、明治31年、12町村組合立芸陽海員学校として創設され、以来、設置者が広島県、文部省、逓信省、運輸省と変遷し、昭和42年に国立高等専門学校（設置者：文部省：航海学科40名、機関学科40名）となり、昭和44年に航海学科は80名となった。さらに、昭和60～63年にかけて学科再編が行われ、商船学科40名、流通情報工学科40名、電子制御工学科40名を育成する学校となった。本校創設以来の本校卒業生は7,269人（旧航海学科及び旧機関学科を含む）で、社会の各分野で活躍している。平成17年には、海事システム工学専攻4名と産業システム工学専攻8名からなる専攻科が設置された。今日までの修了生は181人ある。瀬戸内海の恵まれた自然環境と120余年の長い伝統を有する学校である。高い人間力と知識・技術を有する船舶、工学及び情報・経営の専門家を育成している。実践的知識・技術の修得を重視した講義と実技による職業教育を行っている。課外活動や学寮生活を通し、社会を強く生きる力を育成している。本校は、瀬戸内海の恵まれた自然環境と長い伝統に根ざした教育資源を活用し、豊かな人間性、強い精神力及び高い倫理意識を持ち、将来社会において活躍するための知識と技術を身につけ、さらに生涯にわたって学ぶ力を備えた人材を育成している。「丁寧な教育、手厚い学生支援、きめ細かい進路指導」を校是とし、本校の意志決定や行動指針についての第1優先順位は「学生」であり、全てに優先するとしている。商船学科は、船舶の安全運行に必要な専門知識を修得し、将来の船長や機関長など、国際的に活躍できる海事技術者を育成している。電子制御工学科では、産業を支える設備や工場を制御する電子回路やコンピュータに関わる技術者を育成している。流通情報工学科では、流通・経営・管理あるいは情報に関わる技術者を育成している。

専門科目では、基礎知識の修得や実験・実習の重視に加え、各学科とも創造力をつける訓練としての科目を取り入れている。本科の集大成として、5学年で行う「卒業研究」において、研究の進め方、論文の書き方及び発表方法など、技術者として社会に出るための準備が体系的に実施されている。準学士課程では、高い求人倍率があり、就職希望者の就職率はほぼ100%を維持して、20%程度の学生が専攻科や大学3年次へ進学している。専攻科においては、本科における教育の基礎の上に立って、特定の専門領域における高度の知識・素養を使いこなすことによって理解の度を深化させるとともに、複合領域に対応できる幅広い視野を身につけ、高い課題設定・解決能力を備えた実践的・創造的技術者を育成する。

令和5年度には、あらたに高学年生が低学年を生活や学習面で支援するピアサポートのシステムが立ち上げられ、新入生オリエンテーションなどで学生会の上級生が新入生の活動をサポートしている。そのほか宿直2人体制による学寮生への手厚い生活指導・支援を行っている。地域貢献分野では、中学校への出前授業や地域住民への生涯教育を推進するとともに、本校産業振興交流会と連携した地域産業の振興に関わる事業を行っている。危機管理面では、突発的な事故や災害、学生・教職員の深刻な問題や不祥事、外部関係者からのクレームなどの未然防止と発生事案への適正対応のため、危機管理室を設置して対応している。

Ⅱ 目的

目的

本校は，教育基本法（昭和 2 2 年法律第 2 5 号）の精神にのっとり，及び学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に基づき，深く専門の学芸を教授し，職業に必要な能力を育成することを目的とする。
（広島商船高等専門学校学則第 1 条）

教育上の目的

準学士課程

各学科の教育上の目的は，次のとおりとする。

○商船学科は，船舶の運航や管理に関わる知識と技術を身につけ，世界の海で活躍できる海事技術者を育成することを目的とする。

○電子制御工学科は，電子制御に関わる基本的な知識と技術を身につけ，高度工業化社会において活躍できる実践的メカトロニクス技術者を育成することを目的とする。

○流通情報工学科は，流通・ビジネス系又は情報・通信系に関わる基本的な知識と技術を身につけ，ICT社会において活躍できるビジネスパーソン又は情報技術者を育成することを目的とする。
（広島商船高等専門学校学則第 7 条の 2）

専攻科課程

高等専門学校を卒業した者等に対し，精深な程度において，特別な事項を教授し，その研究を指導することを目的とする。

各専攻の教育上の目的は，次のとおりとする。

○海事システム工学専攻は，海事に関わる幅広い知識・技術を持ち，海上輸送に関連するシステムの開発やマネジメントができる人材を育成する。

○産業システム工学専攻は，電子制御又は流通・管理に関わる高度な知識・技術を持ち，制御機器・システム又は流通・社会システムの技術開発やマネジメントができる人材を育成する。
（広島商船高等専門学校学則第 3 9 条の 2）

Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点 【重点評価項目】 1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。			
【重点評価項目】 観点 1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。 【留意点】 ○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。（改善への取組については1-1-④で分析する。） ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。 ○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規程を想定している。 ○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。 ○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。 ○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。			
関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条 観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 ■ 定めている	◇実施の方針が明示されている規程等		
	資料1-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校自己点検・評価委員会規程	運営委員会(P)が各種委員会などに改善活動を指示する。委員会(D)は活動内容を、自己点検・評価委員会(C)へ報告する。自己点検評価委員会は、それら活動内容の点検評価を行い、総合企画・調整会議(A)へ報告する。総合企画・調整会議は、運営委員会に改善案を提示する形でPDCAサイクルを循環させている。	
	資料1-1-1-(1)-02_広島商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針		
	資料1-1-1-(1)-03_広島商船高等専門学校における自己点検・評価実施要領		
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ■ 整備している	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）		
	資料1-1-1-(2)-01_広島商船高等専門学校における点検・評価に関する基本方針、点検・評価の体制図	自己点検評価委員会を整備して、各種委員会の活動内容を点検評価するとともに、総合企画・調整会議へ点検評価結果を報告するように整備している。	

(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■ 設定している	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等）		
	資料1-1-1-(1)-02_広島商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針	運営委員会などで学校教育法第109条に基づき、機関別認証評価に準ずる形で自己点検・評価に関する基本方針と基準を定めている。	再掲
	資料1-1-1-(1)-03_広島商船高等専門学校における自己点検・評価実施要領		再掲
【重点評価項目】 観点1－1－② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。 【留意点】 ○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。 自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。 ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する機構の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1－1－①の留意点の再掲。） ○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1－1－①(3)と関連。）			
関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 ■ 収集・蓄積している	◇収集・蓄積状況がわかる資料		
	◇担当組織、責任体制がわかる資料		
	資料1-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校自己点検・評価委員会規程	自己点検・評価委員会を通して、自己評価・点検にあたっては実施要領（別表1）に定める担当責任者にデータや資料等の収集を依頼して、蓄積している。	再掲
	資料1-1-1-(2)-01_広島商船高等専門学校における点検・評価に関する基本方針、点検・評価の体制図		再掲
	資料1-1-2-(1)-01_令和5年度自己評価書資料作成依頼メール		
(2) 自己点検・評価を定期的に実施しているか。 ■ 実施している	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。）		
	資料1-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校自己点検・評価委員会規程	自己点検・評価委員会を中心として、毎年自己点検・評価活動を行っている。	再掲
	資料1-1-2-(2)-01_広島商船高等専門学校における自己点検・評価に関する担当組織・収集資料一覧		
	資料1-1-2-(2)-02_令和6年第1回自己点検評価委員会議事要旨・資料		
	資料1-1-2-(2)-03_本校ホームページ（目標・計画と評価・情報公開）		
	◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。		

	本校における自己点検・評価は、認証評価受審年度を基準年として、1 年目（基準 1・2）、2 年目（基準 3・4）、3 年目（基準 5・6）、4 年目（基準 7・8）、5 年目（全基準）、6 年目（全基準）で実施するものとしており、実施頻度は適切である。また、自己点検報告書には具体的な数値の成果を記載しており、自己点検評価に際しては有効にデータが活用されていると判断する。		
(3) (2)の結果を公表しているか。	◇公表状況がわかる資料		
■ 公表している	資料1-1-2-(2)-03_本校ホームページ（目標・計画と評価・情報公開）		再掲
	資料1-1-2-(3)-01_本校ホームページ（認証評価 情報公開）		
【重点評価項目】 観点 1－1－③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。 【留意点】 ○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。 ○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。 ○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（複数チェック■可）	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。）		
■ 教員	資料1-1-3-(1)-01_校長面談実施要項・業務計画	令和4年度の校長面談にて教員から低学年からのキャリア教育が提案され	
	資料1-1-3-(1)-02_教員に対する意見聴取の実施資料【校長面談のメール通知】	た。令和5年度にこれまで高学年対象であった企業研究会に全学年が参加し	
	資料1-1-3-(1)-03_教員面談の意見の活用事例（低学年からのキャリア教育）	た。また令和6年度からは特別活動に低学年からの就職活動として進路ガイ	
		ダンスの実施や企業の方からの就職講話、上級生によるインターンシッ	
		プ・就職活動体験談を実施または計画している。	
■ 職員	資料1-1-3-(1)-04_広島商船高等専門学校職員個人面談実施要項	職員面談では、職員が普段感じている学校の問題点などを所属長または事	
	資料1-1-3-(1)-05_職員に対する意見聴取の実施状況【総務課職員面談】	務部長と意見交換し、自己点検・評価委員会へ報告される。改善の必要が	
■ 在学生	資料1-1-3-(1)-06_お問い合わせ・意見箱取扱要項（非公表）	あれば、総合企画・調整会議から運営委員会に上申される。	
	資料1-1-3-(1)-07_学内における意見箱の設置フォーム	在学生から寄せられた投書やWEB上でのコメントは、資料1-1-3-(1)-06に	
	資料1-1-1-(2)-01_広島商船高等専門学校における点検・評価に関する基本方針、点検・評価の体制図	従って関係部署で調査される。	
	資料1-1-3-(1)-08_広島商船高等専門学校FD委員会規程	授業評価については学年末に授業評価アンケートを行い、FD委員会にて内	再掲
	資料1-1-3-(1)-09_令和5年度第3回FD委員会議事要旨・資料（非公表）	容を分析し、その結果を自己点検・評価委員会へ報告し、改善が必要と認	
		められた場合は総合企画・調整会議から運営委員会に提案される。	

■ 卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生 ■ 保護者 ■ 就職・進学先関係者	資料1-1-3-(1)-10_令和6年第2回自己点検評価委員会議事要旨（非公表）		
	資料1-1-3-(1)-11_令和6年度第1回総合企画・調整会議議事要旨・アンケート資料（非公表）		
	資料1-1-3-(1)-12_令和6年度第2回運営委員会議事要旨 資料		
	資料1-1-1-(2)-01_広島商船高等専門学校における点検・評価に関する基本方針，点検・評価の体制図	自己点検・評価委員会は卒業生・修了時にアンケートを行い、FD委員会にて内容を分析し、その結果を自己点検・評価委員会へ報告し、改善が必要と認められた場合は総合企画・調整会議から運営委員会に提案される。	再掲
	資料1-1-2-(2)-02_令和6年第1回自己点検評価委員会議事要旨・資料		再掲
	資料1-1-3-(1)-11_令和6年度第1回総合企画・調整会議議事要旨・アンケート資料（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(1)-12_令和6年度第2回運営委員会議事要旨 資料		再掲
	資料1-1-3-(1)-13_R5アンケート集計結果（非公表）		
	資料1-1-1-(2)-01_広島商船高等専門学校における点検・評価に関する基本方針，点検・評価の体制図	自己点検・評価委員会は卒業生・修了時にアンケートを行い、FD委員会にて内容を分析し、その結果を自己点検・評価委員会へ報告し、改善が必要と認められた場合は総合企画・調整会議から運営委員会に提案される。	再掲
	資料1-1-2-(2)-02_令和6年第1回自己点検評価委員会議事要旨・資料		再掲
	資料1-1-3-(1)-11_令和6年度第1回総合企画・調整会議議事要旨・アンケート資料（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(1)-12_令和6年度第2回運営委員会議事要旨 資料		再掲
	資料1-1-3-(1)-13_R5アンケート集計結果（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(1)-14_保護者懇談会案内・対応事例メール（非公表）	奨学後援会や学級懇談会、地域別保護者懇談会などで直接、あるいは年度末に実施している保護者アンケート、WEBに投稿されたコメントを集計し、自己点検評価委員会で内容を分析し、改善の必要がある案件については総合企画・調整会議及び運営委員会に提案される。	
	資料1-1-1-(2)-01_広島商船高等専門学校における点検・評価に関する基本方針，点検・評価の体制図		再掲
	資料1-1-2-(2)-02_令和6年第1回自己点検評価委員会議事要旨・資料		再掲
	資料1-1-3-(1)-11_令和6年度第1回総合企画・調整会議議事要旨・アンケート資料（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(1)-12_令和6年度第2回運営委員会議事要旨 資料		再掲
	資料1-1-3-(1)-13_R5アンケート集計結果（非公表）		再掲
	資料1-1-1-(2)-01_広島商船高等専門学校における点検・評価に関する基本方針，点検・評価の体制図	自己点検・評価委員会は卒業・修了5年後に就職先企業や進学先に対してアンケートを実施し、組織的な改善が必要な事案に対しては自己点検・評価委員会へ報告し、総合企画・調整会議から運営委員会に上申される。	再掲
	資料1-1-2-(2)-02_令和6年第1回自己点検評価委員会議事要旨・資料		再掲
	資料1-1-3-(1)-11_令和6年度第1回総合企画・調整会議議事要旨・アンケート資料（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(1)-12_令和6年度第2回運営委員会議事要旨 資料		再掲
	資料1-1-3-(1)-13_R5アンケート集計結果（非公表）		再掲
	◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所		
	資料1-1-3-(1)-15_令和4年度自己評価書(抜粋)		
(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（複数チェック■可）	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所		
【在学生の意見聴取】			

■ 学習環境に関する評価	資料1-1-3-(2)-01_教務ガイダンスにおける問い合わせ先の案内	在校生からの意見については、学生からの意見を受信した教職員が情報共有をはかり、所掌の委員会にて事例について取り上げ、改善策を策定する。改善策については自己点検評価評価委員会にて点検し、総合企画調整会議にて評価され、運営委員会にて審議・承認を経て改善指示をしている。	
	資料1-1-3-(2)-02_Teamsによる学生からの学習環境改善の要望		
	資料1-1-3-(2)-03_R06第2回教務委員会議事要旨		
	資料1-1-3-(2)-04_令和6年度第5回自己点検・評価委員会議事要旨・資料（非公表）		
■ 学生による授業評価	資料1-1-3-(2)-05_令和6年度第3回総合企画・調整会議議事要旨・資料（非公表）	学習環境についての事例としては、教務ガイダンスで説明したTeams・メールによる問い合わせによる要望を示している。提出された要望については教務委員会にて審議され、午後の授業開始時間を変更した。	
	資料1-1-3-(2)-06_令和6年度第4回運営委員会議事要旨・資料（非公表）		
	資料1-1-3-(2)-07_授業評価アンケート実施通知及びアンケート集計結果	学生による授業評価についての事例としては、FD委員会が年度末に行う授業評価アンケート結果の分析を行い、その結果から教員のコミュニケーション力強化のためのFD講演会実施計画を取り上げた事例である。	
	資料1-1-3-(1)-09_令和5年度第3回FD委員会議事要旨・資料（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(2)-08_運営委員会からFD委員会へアンケート検討を指示した資料		
	資料1-1-3-(2)-09_令和6年度第4回FD委員会議事要旨（非公表）		
	資料1-1-3-(2)-04_令和6年度第5回自己点検・評価委員会議事要旨・資料（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(2)-05_令和6年度第3回総合企画・調整会議議事要旨・資料（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(2)-06_令和6年度第4回運営委員会議事要旨・資料（非公表）		再掲
■ 学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価）	資料1-1-3-(2)-10_ポートフォリオ入力通知	学生による教育・学習の達成度に関する評価についての事例としては、試験終了後に学生自身が各科目の振り返りを入力し、そのコメントについて科目担当のみでなく、担任を含め全教員で確認し、取り上げる事項がある場合は成績会議にて担任より報告される。	
	資料1-1-3-(2)-11_学修ポートフォリオ		
	資料1-1-3-(2)-12_成績会議における報告（非公表）		
■ 学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価）	資料1-1-3-(2)-13_寮生会アンケート通知	学生による満足度評価についての事例としては、本校在校生の約7割を占める寮生に対して行われた寮生会アンケートより、学生から提案された寮生生活に対する改善案を寮務委員会で審議された事例である。	
	資料1-1-3-(2)-14_第7回寮務委員会議事要旨（非公表）		
	資料1-1-3-(2)-04_令和6年度第5回自己点検・評価委員会議事要旨・資料（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(2)-05_令和6年度第3回総合企画・調整会議議事要旨・資料（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(2)-06_令和6年度第4回運営委員会議事要旨・資料（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(2)-08_運営委員会からFD委員会へアンケート検討を指示した資料		再掲
	資料1-1-3-(2)-09_令和6年度第4回FD委員会議事要旨（非公表）		再掲
□ その他			
【卒業（修了）時の意見聴取】			
■ 卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価	資料1-1-3-(2)-04_令和6年度第5回自己点検・評価委員会議事要旨・資料（非公表）	令和5年度卒業（修了）時の卒業予定者に対するアンケート内容をFD委員会にて分析し、その結果を自己点検・評価委員会へ報告し、総合企画・調整会議及び運営委員会で改善の必要がないと判断された。	再掲
	資料1-1-3-(2)-05_令和6年度第3回総合企画・調整会議議事要旨・資料（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(2)-06_令和6年度第4回運営委員会議事要旨・資料（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(2)-08_運営委員会からFD委員会へアンケート検討を指示した資料		再掲
	資料1-1-3-(2)-09_令和6年度第4回FD委員会議事要旨（非公表）		再掲

広島商船高等専門学校

■ 卒業（修了）時の学生による満足度評価	資料1-1-3-(2)-04_令和6年度第5回自己点検・評価委員会議事要旨・資料（非公表）	令和5年度卒業（修了）時の学生による満足度のアンケート調査結果から、	再掲
	資料1-1-3-(2)-05_令和6年度第3回総合企画・調整会議議事要旨・資料（非公表）	寮の指導及び支援に関する満足度が低いことがわかった。資料1-1-3-(2)-08	再掲
	資料1-1-3-(2)-06_令和6年度第4回運営委員会議事要旨・資料（非公表）	に示す通信設備の充実を図ること、食事について寮生から意見聴取すること	再掲
	資料1-1-3-(2)-08_運営委員会からFD委員会へアンケート検討を指示した資料	がFD委員会からの改善策として自己点検評価委員会に報告され、総合企画・調整会議及び運営委員会で認められた。	再掲
	資料1-1-3-(2)-09_令和6年度第4回FD委員会_議事要旨（非公表）		再掲
□ その他			
【卒業（修了）後の意見聴取】			
■ 卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価	資料1-1-3-(2)-04_令和6年度第5回自己点検・評価委員会議事要旨・資料（非公表）	令和5年度学習・教育目標に対する達成度アンケート調査結果の詳細な分析	再掲
	資料1-1-3-(2)-05_令和6年度第3回総合企画・調整会議議事要旨・資料（非公表）	から、レポートの書き方やプレゼンの練習についての必要性が挙げられて	再掲
	資料1-1-3-(2)-06_令和6年度第4回運営委員会議事要旨・資料（非公表）	いた。学科と情報を共有し、実験実習の成績評価の見直しを検討することが	再掲
	資料1-1-3-(2)-08_運営委員会からFD委員会へアンケート検討を指示した資料	FD委員会からの改善策として自己点検評価委員会に報告され、総合企画・調整会議及び運営委員会で認められた。	再掲
	資料1-1-3-(2)-09_令和6年度第4回FD委員会_議事要旨（非公表）		再掲
■ 卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価	資料1-1-3-(2)-08_運営委員会からFD委員会へアンケート検討を指示した資料	卒業（修了）5年後の就職先企業・進学先アンケートを集計し、学習成果	再掲
	資料1-1-3-(2)-09_令和6年度第4回FD委員会_議事要旨（非公表）	の効果をFD委員会にて分析し、その結果を自己点検・評価委員会へ報告	再掲
	資料1-1-3-(2)-04_令和6年度第5回自己点検・評価委員会議事要旨・資料（非公表）	し、総合企画・調整会議及び運営委員会で改善の必要がないと判断され	再掲
	資料1-1-3-(2)-05_令和6年度第3回総合企画・調整会議議事要旨・資料（非公表）	た。	再掲
	資料1-1-3-(2)-06_令和6年度第4回運営委員会議事要旨・資料（非公表）		再掲
□ その他			
【外部評価】			
■ 外部有識者の検証	資料1-1-3-(2)-15_広島商船高等専門学校外部評価委員会議事要旨(令和5年度)（非公表）	資料1-1-3-(2)-15に示すR5年度外部評価委員会で指摘された事項について	
	資料1-1-2-(2)-02_令和6年第1回自己点検評価委員会議事要旨・資料	は、自己点検評価委員会にて各委員会に改善策の策定指示があり、その改	再掲
	資料1-1-3-(2)-03_R06第2回教務委員会議事要旨	善策の点検がされ、総合企画・調整会議及び運営委員会から改善が指示	再掲
	資料1-1-3-(2)-16_第4回専攻科委員会_議事要旨	された。	
	資料1-1-3-(2)-17_令和6年度第2回総合企画・調整会議議事要旨		
■ 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。）	資料1-1-3-(1)-12_令和6年度第2回運営委員会議事要旨 資料		再掲
	資料1-1-3-(2)-18_平成29年度第2回自己点検評価委員会議事要旨	前回の機関別認証評価において指摘された事項については資料1-1-3-(2)-18	
	資料1-1-1-(1)-02_広島商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針	の通り自己点検評価委員会にて報告され、自己点検・評価にかかる規程・	再掲
	資料1-1-2-(2)-02_令和6年第1回自己点検評価委員会議事要旨・資料	基本方針・要領を整理し、PDCAサイクルの見直しをはかった。指摘事項に	再掲
□ 設置計画履行状況調査 □ その他	資料1-1-3-(2)-17_令和6年度第2回総合企画・調整会議議事要旨	対しては、各委員会に対して改善指示が出され、改善を図った。	再掲
	資料1-1-3-(1)-12_令和6年度第2回運営委員会議事要旨 資料		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。		

【重点評価項目】 観点1－1－④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。 【留意点】 ○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。 1－1－①－(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。 ○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、J A B E E（日本技術者教育認定機構）によるJ A B E E認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 ■ 整備されている	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事録、活動記録等）		
	資料1-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校自己点検・評価委員会規程	自己点検・評価委員会は前回の機関別認証評価の指摘事項に対して、新たに自己点検・評価委員会規程で組織や審議すべき事項などを改訂した。同時に自己点検・評価委員会基本方針で体制や、学校教育法第109条をもとに機関別認証評価に準ずる評価基準を設定した。	再掲
	資料1-1-1-(1)-02_広島商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針		再掲
	資料1-1-1-(1)-03_広島商船高等専門学校における自己点検・評価実施要領		再掲
	資料1-1-2-(2)-02_令和6年第1回自己点検評価委員会議事要旨・資料		再掲
	資料1-1-3-(2)-17_令和6年度第2回総合企画・調整会議議事要旨		再掲
	資料1-1-3-(1)-12_令和6年度第2回運営委員会議事要旨 資料		再掲
	資料1-1-4-(1)-01_令和6年第3回自己点検評価委員会議事要旨		
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料1-1-3-(2)-18_平成29年度第2回自己点検評価委員会議事要旨	前回の機関別認証評価における指摘事項	再掲
	資料1-1-4-(2)-01_平成30年度第1回入試委員会議事要旨（非公表）	「○入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）のうち、求める学生像は明確に定められているものの、もう一つの柱である入学者選抜の基本方針は明確に定められているとはいえない。」という指摘に対して、入学者選抜の基本方針に関わる改正についてはH30年の入試委員会において、入試に関わるアドミッションポリシーの見直しを行い、入学者選抜方針についても制定した。	
	資料1-1-4-(2)-02_平成30年度運営委員会議事要旨		
	資料1-1-3-(2)-03_R06第2回教務委員会議事要旨		再掲
	資料1-1-4-(1)-01_令和6年第3回自己点検評価委員会議事要旨		再掲
	資料1-1-3-(2)-17_令和6年度第2回総合企画・調整会議議事要旨		再掲
	資料1-1-3-(1)-12_令和6年度第2回運営委員会議事要旨 資料		再掲

資料1-1-4-(2)-03_R05第13回入試委員会_議事要旨（非公表）	「○ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が十分とはいえない。」という指摘に対しては、本校では教務委員会にて年度末に入試成績と定期試験成績の相関及び分野横断的能力簡易テスト結果を分析することで検証する体制を整備した。令和5年度については、新入生が学力の3要素である、知識・技能（入試総合点と成績の相関）、コミュニケーション、自己管理能力、チームワーク、倫理観、主体性について十分な資質を持っており、本校が定めるアドミッションポリシーに沿っている学生であると判断された。判定の結果については自己評価委員会にて点検をし、総合企画・調整会議、運営委員会にて評価・改善指示をした。	
資料1-1-4-(2)-04_R05第11回教務委員会議事要旨（非公表）		
資料1-1-2-(2)-02_令和6年第1回自己点検評価委員会議事要旨・資料		再掲
資料1-1-3-(2)-17_令和6年度第2回総合企画・調整会議議事要旨		再掲
資料1-1-3-(1)-12_令和6年度第2回運営委員会議事要旨 資料		再掲
資料1-1-3-(2)-03_R06第2回教務委員会議事要旨	「○ 複数年度にわたり同一の試験問題が出題されている、成績評価の方法・基準がシラバス記載どおりでないなど、一部の科目で成績評価が必ずしも適切に実施されていない。」という指摘に対しては、各学科のチェック担当者と教務主事補によるダブルチェック体制を整備し、FD委員会を通して各科目担当に改善指示をする体制を整備した（資料1-1-3-(2)-03）。チェック担当者は、資料1-1-4-(2)-05に基づき、成績の妥当性、シラバスで表記された成績評価割合と成績の照合、並びに複数年次あるいは追試験・再試験にかかる同一問題の出題などをチェックする。教務主事室はそれよりサンプルを抽出してチェックを行い、FD委員会にて状況を報告する（資料1-1-4-(2)-05）。	再掲
資料1-1-4-(2)-05_成績評価にかかる客観性厳格性判定基準		
資料1-1-4-(2)-06_R06第3回FD委員会議事要旨（非公表）		
資料1-1-4-(2)-07_平成30年度第1回専攻科委員会議事要旨	「○ 専攻科課程学生のインターンシップへの参加率は両専攻とも極めて低い。」との指摘を受け、平成30年の第1回専攻科委員会「資料1-1-4-(2)-06」で意見交換等を実施し、参加を促すよう指導を強化したことにより、平成29年度インターンシップ参加数4件から、平成30年度は22件「資料1-1-4-(2)-07」と大幅に参加数が増加している。この事例を足掛かりに現在まで、インターンシップへの参加を促している。	
資料1-1-4-(2)-08_専攻科インターンシップ参加一覧(31.1.23時点)		
資料1-1-4-(2)-09_平成30年度第4回専攻科委員会議事要旨（非公表）	「○ 専攻科課程の産業システム工学専攻においては、修了要件のみでは学習・教育目標の達成状況を確認することはできない。」との指摘を受け、平成30年の第4回専攻科委員会「資料1-1-4-(2)-08」で、カリキュラムAの授業科目である「ロジスティック環境工学（環境工学に名称変更）」とカリキュラムDの授業科目である「コンピュータ活用概論Ⅰ」を必修化することに決定し、平成31年4月から適用することにした。	
資料1-1-4-(2)-10_産業システム工学専攻電気電子工学科目表		
資料1-1-2-(2)-02_令和6年第1回自己点検評価委員会議事要旨・資料	「○ 前回の機関別認証評価で改善を要する点として指摘された教育の質の向上・改善に係る評価システムにおいて、更なる改善の余地が残されてお	再掲

	資料1-1-4-(1)-01_令和 6 年第 3 回自己点検評価委員会議事要旨	り、学校による改善のシステムが機能しているとはいえない。」という指摘を受けて、令和4年度から令和5年度にかけて本校では自己点検・評価委員会において点検・評価体制を見直し、総合企画・調整会議、運営委員会をへて規定の改訂、新しい基本方針、実施要領、PDCAサイクルなどを新しく制定した。その後の自己点検・評価の結果をふまえて、実施要領に改善の余地があったため、令和6年4月に実施要領を改訂した。	再掲
	資料1-1-4-(2)-11_R05第1回総合企画調整会議議事要旨（非公表）		
	資料1-1-3-(2)-17_令和 6 年度第 2 回総合企画・調整会議議事要旨		再掲
	資料1-1-3-(1)-12_令和 6 年度第 2 回運営委員会議事要旨 資料		再掲
	資料1-1-4-(1)-01_令和 6 年第 3 回自己点検評価委員会議事要旨	「○平成26年度から、毎年、学校の状況に関して総合的な自己評価書を作成し、公表しているが、その学校として策定した評価基準・評価項目は明確ではなく、効果的な自己点検・評価の実施という観点から改善が必要である。」との指摘事項を受けて、令和4年度から令和5年度にかけて本校では自己点検・評価委員会において評価基準・評価項目を見直し、総合企画・調整会議、運営委員会をへて学校教育法第 109 条に基づき、機関別認証評価に準ずる形で自己点検・評価に関する基本方針と基準を定めた。	再掲
	資料1-1-4-(2)-11_R05第1回総合企画調整会議議事要旨（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(2)-17_令和 6 年度第 2 回総合企画・調整会議議事要旨		再掲
	資料1-1-3-(1)-12_令和 6 年度第 2 回運営委員会議事要旨 資料		再掲
(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■ 外部有識者の検証	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	資料1-1-3-(2)-15_広島商船高等専門学校外部評価委員会議事要旨(令和 5 年度)（非公表）	自己評価に関わる評価基準・評価項目の改善と評価システムの改善を含む外部評価からの指摘事項全般にわたって改善を行った。R5年度外部評価委員会では、①三つのポリシー改正やポリシーチェックの体制整備、②同一試験問題出題への対応、シラバスチェックや適切な成績評価の体制整備、③専攻科学生の学位取得を促進する体制整備、④自己点検評価委員会の機能や活動の強化が指摘事項であった。①と②は教務委員会が改善を行い、新しいポリシーや試験・シラバスのチェック体制を整備した。③については、専攻科委員会で学生の学位取得に対して綿密なケアを行う改善を決定した。④については自己点検・評価委員会を中心に、さらに自己点検・評価システムや規定など体制全般を強化した。自己点検・評価委員会では、新たに体制図のとおりPlan、Actionを担う組織として総合企画・調整会議、運営委員会、Doを担う組織として各種委員会、Checkを担う組織として自己点検評価委員会を整備し直した。外部評価を学外有識者で行う体制を整備し、評価結果について自己点検評価委員会で審議した後、総合企画・調整会議、運営委員会に報告し、各種委員会に改善指示を行う。新たに自己点検・評価委員会が学内各部署の活動を評価しやすくするため、独自の改善指示書を制定して三段階に分けて評価している。また評価基準・評価項目も明確にされた。	再掲
	資料1-1-4-(2)-11_R05第1回総合企画調整会議議事要旨（非公表）		再掲
	資料1-1-4-(2)-03_R05第13回入試委員会_議事要旨（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(2)-03_R06第2回教務委員会議事要旨		再掲
	資料1-1-3-(2)-17_令和 6 年度第 2 回総合企画・調整会議議事要旨		再掲
	資料1-1-3-(1)-12_令和 6 年度第 2 回運営委員会議事要旨 資料		再掲
	資料1-1-3-(2)-16_第 4 回専攻科委員会_議事要旨		再掲
	資料1-1-4-(1)-01_令和 6 年第 3 回自己点検評価委員会議事要旨		再掲
	資料1-1-1-(2)-01_広島商船高等専門学校における点検・評価に関する基本方針、点検・評価の体制図		再掲
	資料1-1-4-(3)-01_R05自己評価における改善指示書		

1-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点 1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。			
（準学士課程） 観点 1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。 ○ 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。 ○ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。			
関係法令 （法）第117条 （施）第165条の2 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	資料1-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則	学校の理念に基づき、教育上の目的を学科毎に学則第7条の2（教育上の目的）に掲げた上で、身につけるべき資質・能力を個別にディプロマポリシーとして定めている。	
	資料1-2-1-(1)-02_広島商船高等専門学校ディプロマポリシー（本科）		

(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している		資料1-2-1-(1)-02より、ガイドラインを踏まえ準学士課程全体としてディプロマポリシーを定めており、それと整合するように学科毎のディプロマポリシーも明記されている。	
(3)卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している		資料1-2-1-(1)-02より、準学士課程のディプロマポリシーは本校の教育方針に基づいて定めており、それと整合するように学科毎のディプロマポリシーも明記されている。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
観点1－2－② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の2第2項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。） ○ （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。			
関係法令 （施）第165条の2 （設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）		
	資料1-2-2-(1)-01_広島商船高等専門学校カリキュラムポリシー（本科）	本校のカリキュラムポリシーは、ガイドラインを踏まえ、準学士課程共通の一般教科と各学科毎に教育課程の編成方針を示すとともに、教育内容及び実施方法に関する方針、学習成果を評価する方法に関する方針を示している。	
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。			

■ 整合性を有している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。	資料1-2-2-(1)-01より、ガイドラインを踏まえ準学士課程のカリキュラムポリシーを定めている。準学士課程のカリキュラムポリシーはディプロマポリシーに記載された学生が卒業時に身につける学力、資質、能力を身につけるためのカリキュラムを編成するため、ディプロマポリシーとの整合性を有している。	
(3)教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） ■ どのような教育課程を編成するかを示している ■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ■ 学習成果をどのように評価するかを示している ☐ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	資料1-2-2-(1)-01より、準学士課程のカリキュラムポリシーは「編成する教育課程の内容」「教育内容や方法」「学習成果の評価基準」を示している。	
観点 1－2－③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。 ○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。 なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の3要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。 ○ 「学力の3要素」とは、1 知識・技能、2 思考力・判断力・表現力等の能力、3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。			
関係法令 （法）第57条、第118条（施）第165条の2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている ☐ 学科ごとに定めている ☐ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー） 資料1-2-3-(1)-01_広島商船高等専門学校アドミッションポリシー（本科）	本校はガイドラインを踏まえた入学者の受け入れに関する方針と求める学生像を準学士課程のアドミッションポリシーとして定めている。	

(2)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している			
		資料1-2-3-(1)-01より、ガイドラインを踏まえ準学士課程のアドミッションポリシーを定めている。また、学校の目的や方針に基づいて策定しており、準学士課程の各学科の目的、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーとも整合性が取れている。	
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している			
		資料1-2-3-(1)-01より、準学士課程のアドミッションポリシーは、推薦選抜・学力選抜・帰国生徒特別選抜・編入生選抜について、それぞれ「入学者選抜の基本方針」を明示している。	
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している			
		資料1-2-3-(1)-01より、準学士課程のアドミッションポリシーは「求める学生像」を明示している。	
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている			
		資料1-2-3-(1)-01より、準学士課程のアドミッションポリシーは「学力の3要素」にかかる内容を明示している。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
（専攻科課程） 観点1－2－④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ 観点1－2－①の留意点に準ずるものとする。			
関係法令（法）第119条第2項（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関する ガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可）	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料		

☒ 専攻科課程全体として定めている ☒ 専攻ごとに定めている ☐ その他	資料1-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則	学校の理念に基づき、教育上の目的を専攻毎に学則第47条（教育上の目的の準用規定）に掲げた上で、身につけるべき資質・能力を個別にディプロマポリシーとして定めている。（学則第39条の2）	再掲
	資料1-2-4-(1)-01_広島商船高等専門学校ディプロマポリシー（専攻科）		
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。 ☒ 整合性を有している		資料1-2-4-(1)-01より、ガイドラインを踏まえ専攻科課程全体としてディプロマポリシーを定めており、それと整合するように専攻毎のディプロマポリシーも明記されている。	
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ☒ 示している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。	資料1-2-4-(1)-01より、専攻科課程のディプロマポリシーは本校の教育方針に基づいて定めており、それと整合するように専攻毎のディプロマポリシーも明記されている。	
観点1－2－⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ☐ 観点1－2－②の留意点に準ずるものとする。			
関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ☒ 専攻科課程全体として定めている ☒ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-5-(1)-01_広島商船高等専門学校カリキュラムポリシー（専攻科）	本校のカリキュラムポリシーは、ガイドラインを踏まえ、専攻科課程共通の一般教科と各専攻毎に教育課程の編成方針を示すとともに、教育内容及び実施方法に関する方針、学習成果を評価する方法に関する方針を示している。	
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。			

■ 整合性を有している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。	資料1-2-5-(1)-01より、ガイドラインを踏まえ専攻科課程のカリキュラムポリシーを定めている。専攻科課程のカリキュラムポリシーはディプロマポリシーに記載された学生が修了時に身につける学力、資質、能力を身につけるためのカリキュラムを編成するため、ディプロマポリシーとの整合性を有している。	
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） ■ どのような教育課程を編成するかを示している ■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ■ 学習成果をどのように評価するかを示している ☐ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	資料1-2-5-(1)-01より、専攻科課程のカリキュラムポリシーは「編成する教育課程の内容」「教育内容や方法」「学習成果の評価基準」を示している。	
観点1－2－⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。			
【留意点】			
○ 観点1－2－③の留意点に準ずるものとする。			
関係法令（法）第119条第2項（施）第165条の2、第177条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） (1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 専攻科課程全体として定めている ☐ 専攻ごとに定めている ☐ その他	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄 ◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー） 資料1-2-6-(1)-01_広島商船高等専門学校アドミッションポリシー（専攻科）	備考 本校はガイドラインを踏まえた入学者の受け入れに関する方針と求める学生像を専攻科課程のアドミッションポリシーとして定めている。	再掲
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している		資料1-2-6-(1)-01より、ガイドラインを踏まえ専攻科課程のアドミッションポリシーを定めている。また、学校の目的や方針に基づいて策定しており、専攻科課程の各専攻の目的、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーとも整合性が取れている。	

(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。			
■ 明示している	資料1-2-6-(1)-01_広島商船高等専門学校アドミッションポリシー（専攻科）	資料1-2-6-(1)-01より、専攻科課程のアドミッションポリシーは、推薦選抜・学力選抜・社会人特別選抜について、それぞれの選抜方法が入学者受け入れの基本方針として示されている。	再掲
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。			
■ 明示している		資料1-2-6-(1)-01より、専攻科課程のアドミッションポリシーは「求める学生像」を明示している。	
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。			
■ 含まれている		資料1-2-6-(1)-01より、専攻科課程のアドミッションポリシーは「学力の3要素」にかかる内容を明示している。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

1－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

全般的な自己点検・評価は、資料1-1-1-(1)-02_広島商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針に基づき適時実施してきた。自己点検評価委員会では、自己点検評価結果に基づき改善すべき事項を決定し、関係する組織や委員会等にその改善策の検討を付託している(資料1-1-1-(2)-01)。準備を進めていくうちに学校組織や体制、各組織構成員などPDCAサイクルに関わる点を見直し、総合企画・調整会議と運営委員会との関係を整備しなおすなど、不十分な点を改善している。外部評価委員会は本年度以降、毎年実施するように改め、従来不十分であった担当者の引継ぎ体制を強化するように改善を図った。また、自己点検・評価結果はホームページで公表している。	

評価の視点

1－3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。

観点1－3－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

【留意点】

- (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。

関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲

(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ■ なっている	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規程等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）		
	資料1-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校自己点検・評価委員会規程	本校では資料1-1-1-(2)-01に示す通り、関係委員会において3つの方針に関する各観点の分析を行い、自己点検評価委員会にて評価を行う。これをもとに総合企画調整会議にて改善策を審議し、運営委員会にて各委員会に対する改善指示を行う。	再掲
	資料1-1-1-(1)-02_広島商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針		再掲
	資料1-1-1-(1)-03_広島商船高等専門学校における自己点検・評価実施要領		再掲
	資料1-3-1-(1)-01_広島商船高等専門学校総合企画・調整会議規程		
	資料1-3-1-(1)-02_広島商船高等専門学校運営委員会規程		
	資料1-3-1-(1)-03_広島商船高等専門学校教員会議規程		
	資料1-1-1-(2)-01_広島商船高等専門学校における点検・評価に関する基本方針，点検・評価の体制図	本校における学校の目的及び三つの方針について、資料1-1-1-(2)-01に示すPDCAサイクルに沿って点検、評価、改善を行っている。	再掲
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ■ 点検し、改定している	◇点検の実情に関する資料（実績）		
	資料1-3-1-(2)-01_R05広島商船高等専門学校アセスメントプラン	本校ではアセスメントプラン（添付資料）に示す3つの方針に関する観点毎に各委員会に関係する観点について点検し、自己点検評価委員会にて評価を行う。これをもとに総合企画調整会議にて改善策を審議し、各委員会に対して改善指示を行う。	
	資料1-3-1-(2)-02_R05第11回教務委員会_議事要旨（非公表）	教務委員会にて3つの方針に関する点検を行った（議事要旨資料1）	
	資料1-3-1-(2)-03_R05第13回入試委員会_議事要録（非公表）	入試委員会にて3つの方針に関する点検を行った（議事要旨資料2）	
	資料1-3-1-(2)-04_R06第1回自己点検評価委員会議事要旨	自己点検評価委員会にて3つの方針について評価された（議事要旨資料1-3）	
	資料1-3-1-(2)-05_R06第1回総合企画・調整会議議事要旨	総合企画調整会議にて3つの方針のについて教務委員会及び専攻科委員会に対して改善を指示した（議事要旨資料3）	
	資料1-3-1-(2)-06_R06第2回教務・専攻科合同委員会議事要旨（非公表）	教務委員会及び専攻科合同委員会にて3つの方針の改訂案を策定した（議事要旨資料1）	
	資料1-3-1-(2)-07_R06第3回自己点検評価委員会議事要旨	自己点検評価委員会にて3つの方針の改訂案について点検した（議事要旨資料1及び2）	
	資料1-3-1-(2)-08_R06第2回総合企画・調整会議議事要旨	総合企画調整会議にて3つの方針の改訂案が承認された（議事要旨資料3及び4）	
	資料1-3-1-(2)-09_R06第2回運営委員会議事要旨	運営委員会にて3つの方針の改訂が承認された（議事要旨資料5～7）	
1－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
資料1-3-1-(2)-01のアセスメントプランはDP、CP、APのそれぞれについて、複数の観点から点検を行うための指針である。観点には自己評価書と重複する内容も含まれているが、3つの方針を見直す上で特に重要な観点を設定し、関係する委員会が点検をする点特徴的である。			

基準 1

優れた点			
総合企画・調整会議，運営委員会，自己点検評価委員会を通じて、授業だけでなく教育全体の改善に資するシステムがあり、教育全体のPDCAサイクルが機能している。 また本校では、学校が社会に対して担うべき基本的な役割を念頭に置いて、高等専門学校の使命を定めている。ディプロマポリシーを作成することにより、学校としての教育理念や教育目標、学科・専攻ごとの育成すべき人材像を定めているほか、学生が卒業（修了）時に身につけるべき学力や資質・能力（学習・教育目標）を定めている。また、学科・専攻ごとの学生が目指す人材像及び学習・教育目標も、学校の目的に沿って策定している。これらの目的は、学校教育法の定める目的に適合している。運営委員会は総合調整・企画会議からの改善提案を受け、教育組織やその運営と見直しを図り、各種委員会に教育活動の改善を指示する。運営委員会での審議・承認の上実行している。各種委員からの実施報告は自己点検評価委員会へ通達され、その実施内容について評価・点検される。総合調整・企画会議は自己点検評価委員会からの報告を受けて、教育システム改善について方策を練り、運営委員会に改善案を提案する。このようにして教育活動全般について、PDCAサイクルを循環させている。			
改善を要する点			
該当なし			

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点

2－1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

観点 2－1－① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

【留意点】

○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に関係する記述が明確になっていることを分析すること。

○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。

関係法令（法）第116条（設）第4条、第4条の2、第5条、第27条の4

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	資料1-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則		再掲
	資料2-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校教育規程		
	資料1-2-1-(1)-02_広島商船高等専門学校ディプロマポリシー（本科）		再掲
本校は、「教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的とし、我が国の海運技術者および工業技術者を育成するため、商船学科、電子制御工学科、流通情報工学科の3学科構成となっている。学科毎に目的（学則第7条）及び卒業の認定に関する方針（学則第26条及び教育規程第9章）を定めており、これらは資料1-2-1-(1)-02に示すディプロマポリシーと整合性が取れている。			

観点 2－1－② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

【留意点】

○ 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関係する記述が明確になっていることを分析すること。

○ 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。

関係法令（法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料		

■ 整合性がとれている	資料1-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則	学則第39条の2	再掲
	資料2-1-2-(1)-01_広島商船高等専門学校専攻科における授業科目の履修等に関する規則		
	資料1-2-4-(1)-01_広島商船高等専門学校ディプロマポリシー（専攻科）		再掲
	◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	本校専攻科は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的とする5年間の高等専門学校における教育の基礎の上に、「精深な程度において、特別な事項を教授し、その研究を指導すること」を目的として設置されている。そのため、海事システム工学専攻、産業システム工学専攻の2専攻を設置し、専攻毎に目的学則第40条及び修了の認定に関する方針（学則第46条及び専攻科における授業科目の履修等に関する規則第16条）を定めており、各専攻のディプロマポリシーと整合性が取れている。		
観点2－1－③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）		
	資料2-1-3-(1)-01_広島商船高等専門学校教務委員会規程		
	資料2-1-3-(1)-02_広島商船高等専門学校入試委員会規程		
	資料2-1-3-(1)-03_広島商船高等専門学校専攻科委員会規程		
	資料2-1-3-(1)-04_広島商船高等専門学校学生指導委員会規程		
	資料1-1-1-(2)-01_広島商船高等専門学校における点検・評価に関する基本方針、点検・評価の体制図		再掲
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等）		
	資料2-1-3-(2)-01_R05教務委員会_議事要旨(非公表)	令和5年度教務委員会議事録	
	資料2-1-3-(2)-02_R05入試委員会_議事要録(非公表)	令和5年度入試委員会議事録	
	資料2-1-3-(2)-03_R05専攻科委員会_議事要録(非公表)	令和5年度専攻科委員会議事録	
	資料2-1-3-(2)-04_R05学生指導委員会_議事要録(非公表)	令和5年度学生指導委員会議事録	
2－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点

2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

観点2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。
 (例1) 目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。
 (例2) 目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
- (1)(2)に関し、基幹（専任）教員数には助教の数も含めることができる（助手は除く。）。
- (4)(5)については、基幹教員以外の教員（助手を除く）（非常勤講師）についても分析すること。

関係法令 (法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 一般科目担当の基幹教員（なお従前の例による場合は「専任教員」）を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式2-1】高等専門学校現況表		
(2) 専門科目担当の基幹教員（なお従前の例による場合は「専任教員」）を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
(3) 基幹教員であって専門科目を担当する教授及び准教授の数は、一般科目を担当する基幹教員数と専門科目を担当する基幹教員数との合計数の二分の一以上となっているか。（なお従前の例により「専任教員」を置く場合は、専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。） ■ なっている（確保している）			
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■ 担当が適切である	◇【様式2-3】担当教員一覧表等		
(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。（複数チェック■可） ■ 博士の学位	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。 ◇【様式2-3】担当教員一覧表等		

☒ ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とする） ☒ 技術資格 ☒ 実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等） ☒ 海外経験 ☐ その他			
	専任教員のうち、博士の学位取得者を一般科目に9人、専門学科に18人配置しているほか、海技資格を有する者が9人、民間企業経験者が8人、在外研究を含む海外経験者が6名おり、多様な経験を持つ教員による教員組織を編成している。また、非常勤講師として英語のネイティブスピーカーを採用している。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。		

観点2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】 ○ 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令（法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する
--

（根拠理由欄） 本校専攻科は、特例適用専攻科の認定を受けており、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。 (リストから選択してください)	◇【様式2-3】担当教員一覧表等		
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 (リストから選択してください)			
	◆左記について、資料を基に記述する		

(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。 (リストから選択してください)	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料		
観点 2－2－③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。 【留意点】なし。			
関係法令 (設)第6条第11項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。 ■ 配慮している	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点 4－3－①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。）		
	資料2-2-3-(1)-01_教員年齢構成表（非公表）		
	◆配慮の取組について、資料を基に記述する。		
	資料2-2-3-(1)-02_R5教員公募		
	教員の採用は原則公募で行っており、採用時には年齢、学位、教育経歴、研究実績、実務経験を書面及び面接により審査しており、年齢層はバランスの取れた人員構成となっている。		
(2) (1)以外に配慮している措置等はあるか。（複数チェック■可） ■ 教育経歴 ■ 実務経験 ■ 男女比 □ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(2)-01_広島商船高等専門学校教員選考規則		
	資料2-2-3-(2)-02_教員選考審査基準		
	資料2-2-3-(2)-03_採用選考基準（非公表）	従来より決められた採用基準をもとに実施していたが明文化されたものがなかったため今回新たに作成した。	
	資料2-2-3-(2)-04_内部昇任基準（非公表）		
	資料2-2-3-(2)-05_R5女性限定教員公募（非公表）		
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。（複数チェック■可）	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		

■ 学位取得に関する支援 □ 任期制の導入 ■ 公募制の導入 ■ 教員表彰制度の導入 ■ 企業研修への参加支援 ■ 校長裁量経費等の予算配分 □ ゆとりの時間確保策の導入 □ サバティカル制度の導入 ■ 他の教育機関との人事交流 □ その他	資料2-2-3-(3)-01_機構教職員就業規則第34条		
	資料2-2-3-(3)-02_職専免申請	令和5年度では一般教科 1 名、商船学科1名の実績がある。	
	資料2-2-3-(1)-02_R5教員公募		再掲
	資料2-2-3-(3)-03_教職員表彰		
	資料2-2-3-(3)-04_企業研修参加(次世代海洋人材育成事業)	富山高専の総括のもと本校からは商船学科 1 名が参加している。	
	資料2-2-3-(3)-05_校長裁量経費(R5学内予算配分書) (非公表)		
	資料2-2-3-(3)-06_内地研究、在外研究	令和5年度の実績はない。	
	資料2-2-3-(3)-07_高専および両技科大	令和5年度の実績はない。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
2－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点 2－3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。			
観点 2－3－① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲

(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。	◇教員評価に係る規程等がわかる資料		
	資料2-3-1-(1)-01_国立高等専門学校機構教員顕彰実施要項		
	資料2-3-1-(1)-02_広島商船高等専門学校教職員表彰規程		
	資料2-3-1-(1)-03_広島商船高等専門学校教員業績評価実施要項	決められた基準により教員評価を行っていたが、明文化されたものがなかったため、今回新たに評価実施要項として作成した。	
	◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料		
	資料2-3-1-(1)-04_教職員表彰(研究費配分)	表彰を受けた教職員に対し、勤勉手当及び研究費の加算配分を行っている。	
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。			
	資料2-3-1-(2)-01_学生による教員の評価方法について		
	資料2-3-1-(2)-02_教員業績評価		
	資料2-3-1-(2)-03_教職員表彰		
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（複数チェック■可）			
	資料2-3-1-(3)-01_教員の成績優秀者（非公表）	教員の業績評価を基に、昇給の成績率を決定している。	
	資料2-3-1-(1)-04_教職員表彰(研究費配分)		再掲
	資料2-3-1-(2)-03_教職員表彰		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。		
	勤勉手当や昇給の際に、教育・研究活動も評価し、成績優秀者を決定している。また、教員の教育業績等評価結果（資料2-3-1-(2)-02）を参考として、教員顕彰被表彰者等を推薦している。これらにより教員の教育・研究活動の一層の活性化を図っている。		
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。	◇教員評価に係る規程等を定めた資料		
	資料2-3-1-(4)-01_広島商船高等専門学校非常勤講師評価実施要項	非常勤講師に対しても評価を行っていたが明文化されたものがなかったため、今回新たに作成した。	
	◇実施していることがわかる資料		

	資料2-3-1-(4)-02_令和5年度授業評価アンケート結果（非公表）	非常勤教員についても、常勤教員と同じ授業評価アンケートを実施している。根拠資料2-3-1-(4)-02は、常勤、非常勤教員の授業評価アンケート結果一覧である。	
	資料2-3-1-(4)-03_非常勤講師授業参観（非公表）		

観点2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。

【留意点】

- (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。

関係法令（設）第11～14条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 ■ 定めている	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。） 資料2-2-3-(2)-01_広島商船高等専門学校教員選考規則 資料2-2-3-(2)-02_教員選考審査基準 資料2-2-3-(2)-03_採用選考基準（非公表） 資料2-2-3-(2)-04_内部昇任基準（非公表） 	 従来より決められた採用基準をもとに実施していたが明文化されたものがなかったため今回新たに作成した。 	 再掲 再掲 再掲 再掲
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（複数チェック■可） ■ 模擬授業の実施 ■ 教育歴の確認 ■ 実務経験の確認 ■ 海外経験の確認	◇実施・確認していることがわかる資料 資料2-3-2-(2)-01_模擬授業(面接評価表)(非公表) 資料2-2-3-(2)-02_教員選考審査基準 資料2-2-3-(2)-03_採用選考基準（非公表） 資料2-2-3-(2)-04_内部昇任基準（非公表） 資料2-2-3-(1)-02_R5教員公募 資料2-2-3-(2)-02_教員選考審査基準 資料2-2-3-(2)-03_採用選考基準（非公表） 資料2-2-3-(2)-04_内部昇任基準（非公表） 資料2-2-3-(1)-02_R5教員公募 資料2-2-3-(2)-02_教員選考審査基準	 従来より決められた採用基準をもとに実施していたが明文化されたものがなかったため今回新たに作成した。 従来より決められた採用基準をもとに実施していたが明文化されたものがなかったため今回新たに作成した。 	 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲

☐ 国際的な活動実績の確認 ☐ その他	資料2-2-3-(2)-03_採用選考基準（非公表）	従来より決められた採用基準をもとに実施していたが明文化されたものがなかったため今回新たに作成した。	再掲
	資料2-2-3-(2)-04_内部昇任基準（非公表）		再掲
	資料2-2-3-(1)-02_R5教員公募		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ☒ 行っている	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。 資料2-3-2-(3)-01_教員選考委員会議事概要(採用)(非公表) 資料2-3-2-(3)-02_教員選考委員会議事概要(昇任)(非公表) 教員の採用は公募とし、年齢、学位、教育歴、研究実績、実務経験等の書類審査及び面接・模擬授業により判断している。また、昇任については、内部昇任基準に従い、書類及び面接により判断している。		
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 ☒ 定めている	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料 資料2-3-2-(4)-01_非常勤教員の採用基準(非公表) 		
2－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点 2－4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。			
観点2－4－① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。 【留意点】なし。			
関係法令（設）第9条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			

■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベ ロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程		
	資料2-4-1-(1)-01_広島商船高等専門学校FD委員会規程	FD委員会では、授業改善活動に取り組み、活動内容を自己点検・評価委員 会から総合企画・調整会議、運営委員会へと上申している。	再掲
	資料1-1-1-(2)-01_広島商船高等専門学校における点検・評価に関する基本方針、点検・評価 の体制図		
	◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料		
	資料2-4-1-(1)-02_令和4年度第1回FD委員会議事要旨・資料	FD委員会では、副校長(評価担当)・教務主事が中心となり、新任教員研修、授業参 観、授業評価アンケートや教員による授業評価アンケート結果を受けての報告書分 析、FD研修の手配を行っている。	再掲
	資料2-4-1-(1)-03_令和5年度第1回FD委員会議事要旨・資料		
	資料2-4-1-(1)-04_令和5年度第2回FD委員会議事要旨・資料		
	資料1-1-3-(1)-09_令和5年度第3回FD委員会議事要旨・資料（非公表）		
	資料2-4-1-(1)-05_FD実績		
	資料2-4-1-(1)-06_R4・5 FD研修一覧（学生課・技術部）		
(2) 定期的にFDを実施しているか。 ■ 実施している	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料		
	資料2-4-1-(2)-01_外部研修資料(非公表)	教員が参加した外部FD研修資料	
	資料2-4-1-(2)-02_FD関係資料(非公表)	校内で行われたFD研修資料	
	資料2-4-1-(1)-05_FD実績		再掲
	資料2-4-1-(1)-06_R4・5 FD研修一覧（学生課・技術部）		再掲
	資料2-4-1-(2)-03_【統合様式】FDいじめ研修会参加教職員名簿(R6.2.15)講演会出席者名簿		
	資料2-4-1-(2)-04_【重要・通知】いじめに関する講演／学生		
	◇FDに関する報告書等の該当箇所等		
	資料2-4-1-(2)-05_令和4年度授業評価アンケート結果	資料2-4-1-(2)-06と07は授業評価アンケートの集計結果を教員にフィード バックし、担当科目の分析と改善策を記載した授業評価アンケート検討報 告書である。	
	資料2-4-1-(2)-06_令和4年度授業評価アンケート結果検討報告書（C科一例）（非公表）		
	資料2-4-1-(2)-07_令和5年度授業評価アンケート結果検討報告書（C科一例）（非公表）		
(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。 ■ 結びついている	◆FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に 記述する。		
	資料1-1-3-(1)-09_令和5年度第3回FD委員会議事要旨・資料（非公表）	令和5年度の授業評価アンケートを実施し、学生からのコメントも合わせて 検討し、教員と学生とのコミュニケーション能力の向上を改善することと なった。	再掲

観点 2－4－② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

【留意点】

- 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。
- 各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の高等専門学校が定める者（以下、「指導補助者」という）を配置する場合は、(3)についても分析すること。

関係法令 (法)第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号 (設)第6条第1項～第4項、第7条、第26条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。	◇【様式2－1】高等専門学校現況表 ◇役割分担が確認できる資料（事務組織規程、事務組織図、技術室規程、職員一覧） ◇助手を配置する場合、助手の位置づけ・支援内容と人数配置状況が明示されている資料		
■ 配置している	資料2-4-2-(1)-01_広島商船高等専門学校事務組織規程		
	資料2-4-2-(1)-02_広島商船高等専門学校組織図（学校要覧）		
	資料2-4-2-(1)-03_広島商船高等専門学校技術部規程		
	資料2-4-2-(1)-04_広島商船高等専門学校教職員一覧（非公表）		
(2) 図書館に専門的職員その他の専属の教員または事務職員等を法令に従い適切に配置しているか。			
■ 配置している	資料2-4-2-(2)-01_2023年度「大学・短期大学・高等専門学校図書館調査」		
(3) 指導補助者を配置する場合、その定義、業務内容、採用手続等が規定されているか。	◇【様式2－1】高等専門学校現況表 ◇教育補助者（指導補助者）の定義、業務内容、採用手続きについて定めた規程		
（リストから選択してください）			

観点 2－4－③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【留意点】

- スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点 4－2－⑤で分析するため、ここでは、F Dに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。
F Dへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。
- 指導補助者を配置する場合は、(2)についても分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
--------------------------	-------------------	----	----

(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ■ 行っている	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料		
	資料2-4-3-(1)-01_R4SD(付記FD)研修一覧	適時SD研修を行っている。	
	資料2-4-3-(1)-02_R5SD(付記FD)研修一覧		
(2) 指導補助者を配置する場合、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 (リストから選択してください)	◇研修の内容が確認できる資料 ◇実施状況一覧		
2-4 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 2

優れた点			
一般科目・専門教科とも構成は、高等専門学校設置基準を満たしつつ、教育課程の授業科目構成と比してバランスよく配置している。本校では女性教員が相対的に少ないことから男女共同参画推進のためにも必要に応じて女性優先の採用を行っている。また教員評価についても自己・相互評価を適切に行っている。本校の教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員及び船員など、教育支援者が適切に配置されている。なお、教員、職員を問わず属性に応じたFD/SDなどに積極的に参加し、各人が資質向上に努めている。			
改善を要する点			
特になし			

基準 3 学習環境及び学生支援等

評価の視点

3－1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。
また、ＩＣＴ環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

観点 3－1－① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。

【留意点】

○ (2)の必要な施設とは、高等専門学校設置基準第23条及び第24条に規定されている施設のことである。

関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第27条の2、第27条の3、(施)第172条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地・校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式2－1】高等専門学校現況表		
(2) 必要な施設を法令に従い適切に備えているか。 ■ 備えている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(2)-01_校舎寄宿舍団地配置図・平面図(法令施設)		
(3) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。（複数チェック■可） ■ 実験・実習工場 ■ 練習船 □ その他	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(3)-01_校舎寄宿舍団地配置図・平面図(附属施設)		
	資料3-1-1-(3)-02_令和5年度学校要覧技術部		
	資料3-1-1-(3)-03_令和5年度学校要覧練習船広島丸		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		

(4) 自主的学習スペースを設けているか。 ■ 設けている	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(4)-01_自主的学習スペース平面図 資料3-1-1-(4)-02_学校要覧図書館		
(5) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。 (複数チェック■可) ■ 厚生施設 ■ コミュニケーションスペース □ その他	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(5)-01_厚生施設・コミュニケーションスペース平面図 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(6) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇安全衛生管理体制がわかる資料 資料3-1-1-(6)-01_広島商船高等専門学校安全衛生委員会規程 資料3-1-1-(6)-02_広島商船高等専門学校船内安全衛生委員会規程 ◇設備使用に関する規程、設備利用の手引き等 資料3-1-1-(6)-03_実験実習の安全心得 資料3-1-1-(6)-04_広島丸航海実習保安応急ガイダンス		
(7) (6)の体制が有効に機能しているか。 ■ 機能している	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている実例に関する資料を基に記述する。 資料3-1-1-(7)-01_衛生管理者による週1回の職場巡視について(令和5年度安全衛生推進計画) 資料3-1-1-(7)-02_R5年度安全衛生方針 資料3-1-1-(7)-03_船内安全衛生日実施記録 資料3-1-1-(7)-04_普通救命講習 資料3-1-1-(7)-05_消火講習 安全衛生委員会所掌のもと、安全衛生推進計画等に基づいて各種講習会を実施している。 また、安全衛生委員会の下部組織として、練習船広島丸に船内安全衛生委員会を設置し個別に活動している。		
(8) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ■ 行っている	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料 資料3-1-1-(8)-01_キャンパスマスタープラン 資料3-1-1-(8)-02_バリアフリー対策校舎全体配置図		

(9) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料 資料3-1-1-(9)-01_広島商船高等専門学校施設整備委員会規程		
(10) (9)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ■ 行っている	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料 資料3-1-1-(10)-01_広島高専スペース調査 資料3-1-1-(10)-02_R5年度教育環境に関するアンケート調査（学生向け）（非公表） 資料3-1-1-(10)-03_広島商船高等専門学校施設の有効活用に関する内規（非公表） ◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。 資料3-1-1-(10)-04_改善事例（R5流通棟改修） 資料3-1-1-(10)-04の資料に基づき、R5年度に実施した流通情報工学科校舎改修など大規模改修事業を行う際には、施設整備委員会において改修計画を立案し施設整備概算要求を行っている。予算措置後、実施設計を行う際には、それぞれの室を管理する担当教員に設計調査シートを作成してもらい、教員及び学生の利用状況や満足度を把握し改修を行っている。		
観点3－1－② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。 【留意点】 ○ この観点のＩＣＴ環境とは、無線・有線ＬＡＮやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。 ○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えたＩＣＴ環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点3－2－②で分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境を適切に整備しているか。	◇ＩＣＴ環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。）		

■ 整備している	資料3-1-2-(1)-01 ICT環境設備整備状況		
	資料3-1-2-(1)-02 パソコン集合教室調回答		
(2) ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ICT環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料		
	資料3-1-2-(2)-01 広島商船高等専門学校情報メディアセンター規程		
	資料3-1-2-(2)-02 広島商船高等専門学校情報セキュリティ組織規程		
	資料3-1-2-(2)-03 広島商船高等専門学校サイバーセキュリティ管理規程		
	資料3-1-2-(2)-04 広島商船高等専門学校サイバーセキュリティ推進規程		
	資料3-1-2-(2)-05 広島商船高等専門学校サイバーセキュリティ教職員規程		
	資料3-1-2-(2)-06 広島商船高等専門学校サイバーセキュリティ利用者規程		
	資料3-1-2-(2)-07 教職員セキュリティ研修案内		
	資料3-1-2-(2)-08 情報セキュリティ研修資料（非公表）		
	資料3-1-2-(2)-09 令和5年度広島商船高等専門学校新任教職員研修会開催要項		
	資料3-1-2-(2)-10 R5 基礎実習シラバス		
(3) ICT環境は有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇ICT環境の利用状況がわかる資料		
	資料3-1-2-(3)-01 利用状況-授業時間割（ラーニングcommons）	ラーニングcommonsに教育用電算機を整備しており、月曜～金曜までの各日、少なくとも4時間以上、授業で利用している。	
	資料3-1-2-(3)-02 演習室使用状況2023	ICTが整備された教室における利用状況	
	資料3-1-2-(3)-03 ラーニングcommons利用案内		
(4) (3)について学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料3-1-2-(2)-01 広島商船高等専門学校情報メディアセンター規程		再掲
	資料3-1-2-(4)-01 R4情報セキュリティ自己点検評価アンケート集計結果（非公表）		
(5) (4)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◆左記について、改善を行った事例がある場合は、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	資料3-1-2-(5)-01 令和5年度第2回メディアセンター管理運営委員会 会議資料（非公表）		
	資料3-1-2-(5)-02 令和5年度第2回メディアセンター管理運営委員会 議事概要		
	資料3-1-2-(5)-03 教育環境に関するアンケート（非公表）		

資料3-1-2-(5)-04_図書館利用案内	図書館に隣接するスペースにラーニングcommonsを整備しており、授業だけでなく、空き時間にフリーエリアとしてICT環境を利用できる。	
コロナの影響により、オンライン授業やオンデマンド授業が急増したことや、情報活用能力育成のため、本校においてもICT環境を整備し、学生が自由に利用できるエリアを順次整備（ラーニングcommons、アクティブラーニングラボ）している。資料3-1-2-(4)-01、資料3-1-2-(5)-01、資料3-1-2-(5)-03のアンケート結果にあるとおり、ラーニングcommonsに関し8割強の学生から「利用しやすい」との評価を得ているが、学生寮におけるICT環境については回線に関する要望が多く寄せられており、今後の課題となっている。		

観点3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

- 【留意点】
- 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、電子ジャーナル、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。
 - 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。

関係法令（設）第26条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■ 備えている	◇整備状況がわかる資料 資料3-1-2-(5)-04_図書館利用案内 資料3-1-3-(1)-01_広島商船高等専門学校図書館規則		再掲
(2) 図書、学術雑誌、電子ジャーナルその他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■ 系統的に収集、整理している	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料 資料3-1-1-(4)-02_学校要覧図書館 資料3-1-3-(2)-01_広島商船高等専門学校図書委員会規程 資料3-1-3-(2)-02_図書委員会議事要旨（令和6年度第1回）		再掲
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料 資料3-1-3-(3)-01_2023年度月別利用者数および貸出数統計		

(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料		
■ 行っている	資料3-1-3-(4)-01_2022図書館開館カレンダー		
	資料3-1-3-(4)-02_ガイダンス_R5業務計画		
	資料3-1-3-(4)-03_学生購入希望取扱い状況_リクエスト受付表（非公表）	図書館の整備運営方針に基づき、図書館選書として学生から希望アンケートを取っている。	
	資料3-1-2-(5)-04_図書館利用案内		再掲
	資料3-1-3-(4)-04_奨学後援会_R5学科推薦発注納品一覧（非公表）	図書館の整備運営方針に基づき、各学科から学生の学習に資する推薦図書を選出している。	
3－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特になし			
評価の視点 3－2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。 また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。			
観点3－2－① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。 【留意点】 ○ 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。 ○ 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。 （複数チェック■可）	◇実施状況がわかる資料		

■ 学科生	資料3-2-1-(1)-01_新入生ガイダンス資料（本科新入生・編入学生・留学生対象）	4月に本科新入生及び編入生、留学生を対象とした本校のカリキュラム、単位認定、試験制度、進級基準及び卒業認定等について資料を用いてガイダンスを行っている。	
■ 専攻科生	資料3-2-1-(1)-02_新入生ガイダンス資料（専攻科新入生・社会人入学生対象）	専攻科の入学生については産業システム工学専攻については4月、海事システム工学専攻については9月の入学式後にガイダンスを実施している。	
■ 編入学生	資料3-2-1-(1)-01_新入生ガイダンス資料（本科新入生・編入学生・留学生対象）	本科新入生とともにガイダンスを受講する。	再掲
■ 留学生	資料3-2-1-(1)-03_国費外国人留学生のための入学の手引	留学生については留学生担当の教員が個別にガイダンスを実施する	
■ 障害のある学生	資料3-2-1-(1)-01_新入生ガイダンス資料（本科新入生・編入学生・留学生対象）	本科新入生とともにガイダンスを受講する。	再掲
■ 社会人学生	資料3-2-1-(1)-02_新入生ガイダンス資料（専攻科新入生・社会人入学生対象）	専攻科新入生とともにガイダンスを受講する。	再掲
■ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料3-1-2-(5)-04_図書館利用案内	図書館利用について、新入生は特別日課にて、その他の学生については担任または担当の教員がガイダンスで実施する	再掲
	資料3-1-1-(6)-03_実験実習の安全心得	実験実習については実験実習の最初の授業にてガイダンスを実施している	再掲
	資料3-2-1-(1)-04_実験実習計画(抜粋)		
	資料3-1-1-(6)-04_広島丸航海実習保安応急ガイダンス	練習船についても乗船実習前にガイダンスを行っている	再掲
	資料3-2-1-(1)-05_ガイダンス実施通知（本科等）	新入生ガイダンス実施通知（Teams）	
	資料3-2-1-(1)-06_ガイダンス実施通知（専攻科）	新入生ガイダンス実施通知（入学手引き）	

観点3－2－② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- （1）の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。
- 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（複数チェック■可）	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料		
■ 担任制・指導教員制の整備	資料3-2-2-(1)-01_広島商船高等専門学校教員組織規程	教員組織規程第6条	
	資料3-2-2-(1)-02_広島商船高等専門学校教育規程	教育規程第19条、第20条	
□ オフィスアワーの整備			
■ 対面型の相談受付体制の整備	資料3-2-2-(1)-03_学生相談室利用実績（学校要覧）		
	資料3-2-2-(1)-04_広島商船高等専門学校ピアサポート実施要項	学生が学生をサポートする対面型の制度	
	資料3-2-2-(1)-05_ピアサポート制度（高専機構資料）		
	資料3-2-2-(1)-06_新入生ガイダンス（プレゼン資料）		

☐ 電子メールによる相談受付体制の整備 ☒ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ☒ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備 ☒ 外国への留学に関する支援体制の整備 ☒ その他			
	資料3-2-2-(1)-06_新入生ガイダンス（プレゼン資料）		再掲
	資料3-2-2-(1)-07_広島商船高等専門学校教育規程施行細則	教育規程施行細則第13条，第13条の2，第14条	
	資料3-2-2-(1)-08_就職対策委員会（第1回）資料	就職対策委員会において，実施計画等を整備していく予定である。	
	資料3-2-2-(1)-09_令和5年度TOEIC-IP試験実施要領		
	資料3-2-2-(1)-10_TOEIC-IP受験手順		
	資料3-2-2-(1)-11_広島商船高等専門学校国際交流室規程		
	資料3-2-2-(1)-12_令和6年度国際交流事業等の計画について		
	資料3-2-2-(1)-13_令和5年度海外語学研修等の報告について		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) (1)は、学生に利用されているか。 ☒ 利用されている	資料3-2-2-(1)-14_「海技士試験 解説チャンネル」利用のご案内	「次世代の海洋人材の育成に関する事業」プロジェクト（5商船高専と海事関連団体の協働事業）の一環で，海技士を目指す学生に向けたコンテンツを提供し学習支援を行う。	
(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（複数チェック■可） ☒ 担任制・指導教員制の導入 ☐ 学生との懇談会 ☒ 意見投書箱 ☒ その他	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-03_学生相談室利用実績（学校要覧）		再掲
	資料3-2-2-(2)-01_「TOEIC対策」と「英会話」講座（非公表）		
	資料3-2-2-(2)-02_学生海外派遣状況（2018（H30））事業報告書調査抜粋（コロナ前）		
	◇制度がわかる資料		
	資料3-2-2-(3)-01_学級担任業務マニュアル（非公表）		
	資料1-1-3-(1)-06_お問い合わせ・意見箱取扱要項（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(1)-07_学内における意見箱の設置フォーム		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料3-2-2-(1)-04_広島商船高等専門学校ピアサポート実施要項	学修支援・生活支援について学生が学生をサポートする対面型の制度	再掲

(4) (3)は、有効に機能しているか。	◇制度の機能状況がわかる資料		
■ 機能している	資料3-2-2-(4)-01_ピアサポート制度（学校だより）		
	資料3-2-2-(4)-02_令和6年度第7回学生指導委員会資料（非公表）		
観点3－2－③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。 【留意点】 ○ 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。 ○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。			
関係法令 教育基本法第4条第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条、第7～11条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。	◇整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料3-2-2-(1)-11_広島商船高等専門学校国際交流室規程		再掲
	資料3-2-1-(1)-03_国費外国人留学生のための入学の手引		再掲
(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料		
■ 行っている	資料3-2-3-(2)-01_留学生指導教員（管理組織等一覧表(R5.4.1)）	本校では、留学生担当教員をおいて支援を行っている。	
	資料3-2-3-(2)-02_第1回国際交流委員会_議事要旨		
	資料3-2-3-(2)-03_令和6年度国際交流事業等の計画について		
	資料3-2-3-(2)-04_令和5年度外国人留学生日本語課外補講実施要項		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-05_留学生日本語課外補講スケジュール令和5年度		

(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(3)-01_学級担任業務マニュアル（非公表）	担任を中心に臨機応変に対応しているが、基本的に一般の学生と同じ受け入れ体制をとっている。	再掲
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇編入学生を支援する取組がわかる資料		
	資料3-2-2-(3)-01_学級担任業務マニュアル（非公表）	担任を中心に臨機応変に対応しているが、基本的に一般の学生と同じ受け入れ体制をとっている。	再掲
	◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料		
	◇入学後に補習授業や学習相談を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(5)-01_広島商船高等専門学校 専攻科委員会規程	ここ5年以上、専攻科における社会人学生の受け入れはないが、社会人学生は、他の学生と同様の支援体制となり必要あれば「資料3-2-2-(5)-01、第2条の1.教務に関すること」に諮りサポートを行う体制をとっている。例えば、一般学生と一緒に入学ガイダンス「資料3-2-2-(5)-02,03」を受け、履修方法等を把握してもらい、また、本校では専攻科長が本科の担任のように学習面や生活面についての把握、アドバイスをを行っている。一例として、半年に1回は「資料3-2-2-(5)-04」に沿った個別面談を行い、困ったことや相談があればいつでも来てもらえる環境を整備し、学生の状況把握に努めている。学習や生活面で困った時には、「資料3-2-2-(5)-01、第2条の1.教務に関すること」に諮り、カウンセラーやソーシャルワーカーなど専門職の力を借りて解決に向けた取組を専攻科長が主となり進めていく体制を取っている。また、研究室配属後は指導教員が付き、研究指導等を行うと共に学習・生活面の情報も把握し、問題があれば専攻科長に連絡する(逆に、専攻科長から指導教員へ連絡する)など、教員間で連携を取るようになっている。	
	資料3-2-3-(5)-02_専攻科入学ガイダンス資料		
	資料3-2-3-(5)-03_専攻科履修ガイドブック		
	資料3-2-3-(5)-04_個人面談シート		

(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。	■ 行っている	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。））がわかる資料	支援方法としては、「資料3-2-2-(6)-01」に示す通り、入学者ガイダンスの案内を送付し、「資料3-2-2-(5)-01,02」の内容でガイダンスを実施している。入学後は、teamsのアカウントを作成し、「資料3-2-2-(6)-02」に示すteamsのチーム内に作成した専攻科の専用チャンネルを活用して様々な情報発信や連絡に活用できる体制を構築している。個別にはteamsのチャット機能を使い、コミュニケーションを取れる支援環境が整備されている。	
		資料3-2-3-(6)-01_ガイダンス実施通知（専攻科）		
		資料3-2-3-(5)-02_専攻科入学ガイダンス資料		再掲
		資料3-2-3-(5)-03_専攻科履修ガイドブック		再掲
		資料3-2-3-(6)-02_teams専攻科のチャンネル		
		◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスパワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。）		
		資料3-2-3-(6)-03_全員面談実施案内通知文	「資料3-2-2-(6)-03」の通り専攻科長が個別面談を実施し、顔合わせを兼ねてコミュニケーションを取り気軽に相談に来てもらえる環境の構築に努めている。	再掲
		資料3-2-3-(5)-04_個人面談シート		
		◇支援の実施状況がわかる資料		
		資料3-2-3-(6)-03_全員面談実施案内通知文	「資料3-2-2-(6)-03」に示す通り全員面談を実施し顔合わせを兼ねてコミュニケーションを取り気軽に相談に来てもらえる支援環境を構築している。	再掲
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。	■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
資料3-2-3-(7)-01_広島商船高等専門学校合理的配慮		本校では、入学時に様々な障害を抱えた学生と保護者から面談形式で、事前に情報を得て学生相談室や全学で対応している。		
資料3-2-3-(7)-02_広島商船高等専門学校学生相談室規則				
資料3-1-1-(8)-02_バリアフリー対策校舎全体配置図			再掲	
資料3-2-3-(7)-03_障害学生関係・いじめ関係研修受講一覧				
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。	■ 行っている	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテカー、チューターの配置）がわかる資料		
資料3-2-3-(8)-01_新入生留意事項の把握		入学時に保護者から障害をかかえた学生への留意事項を把握するため、本校では専用の用紙を保護者にわたし、必要事項を記入してもらい、情報共有をして支援体制に活用している。		
資料3-2-3-(8)-02_令和4年度合理的配慮の打ち合わせの議事要旨(非公表)				
資料3-2-3-(8)-03_教員会議（H30・第1回）議事要旨抜粋(非公表)		車いすの学生が入学したことがあり、全学的に配慮が必要だったので、教員会議で通達して対応を行った。		
◇支援の実施状況がわかる資料				
資料3-2-3-(8)-04_令和5年第1回学生相談室会議議事要旨(非公表)		合理的配慮の必要な学生に対して、学生相談室会議で情報共有と対策を審議した。		
(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条（第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。）に対応しているか。		◇対応状況がわかる資料		

■ 対応している	資料3-2-3-(7)-01_広島商船高等専門学校合理的配慮	学生相談室を中心に、要配慮の学生に対して支援が行われている。	再掲
	資料3-2-3-(7)-02_広島商船高等専門学校学生相談室規則		再掲
	資料3-1-1-(8)-02_バリアフリー対策校舎全体配置図		再掲
	資料2-4-1-(2)-03_【統合様式】FDいじめ研修会参加教職員名簿(R6.2.15)講演会出席者名簿	差別やいじめに関する研修を全教職員に対して毎年実施している。	再掲
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。		
■ 行っている	資料3-2-3-(10)-01_別室受験対応		
	定期試験では途中退室を認めていないが、学生から体調不良などの申し出があった場合は別室受験（保健室）を認めている（資料3-2-3-(10)-01）。		

観点3－2－④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】なし。

関係法令 （法）第12条 学校保健安全法第8条、第13条 いじめ防止対策推進法第35条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。（複数チェック■可）	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。）		
■ 学生相談室	資料3-2-2-(1)-01_広島商船高等専門学校教員組織規程	教員組織規程第13条、第13条の2	再掲
	資料3-2-4-(1)-01_学生支援組織体制図		
■ 保健センター	資料3-2-4-(1)-02_学生相談室HP		
■ 相談員やカウンセラーの配置	資料3-2-4-(1)-03_学生相談室だより		
■ ハラスメント等の相談体制	資料3-2-4-(1)-04_ハラスメントの防止HP		
■ 学生に対する相談の案内等	資料3-2-4-(1)-03_学生相談室だより		再掲
■ 奨学金	資料3-2-4-(1)-05_学費・奨学金 入学案内 広島商船高等専門学校		
■ 授業料減免	資料3-2-4-(1)-05_学費・奨学金 入学案内 広島商船高等専門学校		再掲
□ 特待生			
■ 緊急時の貸与等の制度	資料3-2-4-(1)-05_学費・奨学金 入学案内 広島商船高等専門学校		再掲
■ いじめの防止・早期発見・対処等の体制	資料3-2-4-(1)-06_いじめ防止基本計画		
	資料3-2-4-(1)-07_いじめ防止等対策の取り組みについて		
	資料3-2-4-(1)-08_広島商船高等専門学校いじめ対策委員会規程		

☐ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に行っているか。 ☒ 実施している	◇各取組の実施状況がわかる資料 資料3-2-4-(2)-01_健診計画令和3年度 資料3-2-4-(2)-02_健診計画令和4年度 資料3-2-4-(2)-03_健診計画令和5年度		
(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 ☒ 利用されている	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料 資料3-2-4-(1)-02_学生相談室HP ◇奨学金等の利用状況がわかる資料 資料3-2-4-(3)-01_奨学金実績（学校要覧）		再掲
観点3－2－⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。 【留意点】 ○ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。 また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。 ○ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。 ○ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 ☒ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料 資料3-2-5-(1)-01_広島商船高等専門学校就職対策委員会規程 資料3-2-5-(1)-02_R06管理組織等一覧表	就職対策委員会 就職関係の教員を各学科に配置している	

(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（複数チェック■可）	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料		
	資料3-2-5-(2)-01_広島商船高等専門学校産業振興交流会企業研究会2023	全学的なキャリア教育として、本校にて100社の企業に来校していただき、1年生から参加する企業研究会を開催した。	
	資料3-2-2-(3)-01_学級担任業務マニュアル（非公表）	4・5年の担任が就職を担当する。	再掲
	資料3-2-5-(2)-02_教務ガイダンス（進路）	特別活動にて3年生対象の進路に関するガイダンスにて実施している。	
	資料3-2-5-(2)-03_進路指導ガイダンス（C科の例）	4年以降については各学科の就職担当がガイダンスを実施している。	
	資料3-2-5-(2)-04_進学・就職説明会（C科の例）		
	資料3-2-5-(2)-05_豊橋技科大進学説明会実施案内		
	資料3-2-5-(2)-06_国家試験対策電子教材利用案内（商船系高専協同事業）	商船学科では商船系高専共同事業として、国家試験対策の電子教材の提供を行っている。	
	資料3-2-5-(2)-07_広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等に対する単位認定に関する規程	資料3-2-5-(2)-07第3条2項に定めている。	
	資料3-2-5-(2)-08_本校以外の教育施設等における学修等に対する単位認定に関する実施要項	資料3-2-5-(2)-08第2項に技能資格にかかる認定単位数、第3項に単位認定について規定している	
	資料3-2-5-(2)-07_広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等に対する単位認定に関する規程	資料3-2-5-(2)-07第3条2項に定めている。	再掲
	資料3-2-5-(2)-08_本校以外の教育施設等における学修等に対する単位認定に関する実施要項	資料3-2-5-(2)-08第2項に海外研修にかかる認定単位数、第11～13項に海外研修にかかる単位認定を規定している。	再掲
☐ 進路指導室 ☐ 進路先（企業）訪問 ☐ 進学・就職に関する説明会 ☐ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談 ☐ 資格取得による単位修得の認定 ☐ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 ☐ その他	資料3-2-5-(2)-09_学術交流協定締結校一覧		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) (2)の取組が機能しているか。	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料		
	資料3-2-5-(3)-01_産業振興交流会ニュースレターNo17		
	資料3-2-5-(3)-02_教務ガイダンス（進路）に関するアンケート集計結果	教務ガイダンス（進路）アンケート（6/4実施予定）	
	資料3-2-5-(3)-03_R06特別活動実施計画表	3年生の教務ガイダンスにて進学に関する講話を行っている	
	資料3-2-5-(3)-04_進学説明会参加状況（R02～）		
	資料3-2-5-(3)-05_国家試験合格状況（商船学科）	国家試験の取得状況（商船学科の例）	

	資料3-2-5-(3)-06_資格取得による単位認定		
	資料3-2-5-(3)-07_R05海外語学研修参加者募集告知		
	資料3-2-5-(3)-08_R05フィリピン語学研修参加者名簿		

観点3－2－⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料3-2-6-(1)-01_広島商船高等専門学校学生指導委員会規程		
	資料3-2-2-(1)-01_広島商船高等専門学校教員組織規程	教員組織規程第2条第3項	再掲
	資料3-2-6-(1)-02_広島商船高等専門学校学生準則	学生準則第12条	
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料		
■ なっている	資料3-2-6-(2)-01_令和5年度・クラブ顧問		
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料		
■ 機能している	資料3-2-6-(3)-01_クラブコーチャー一覧（非公表）		
	資料3-2-6-(3)-02_課外活動予算（非公表）		
	資料3-2-6-(3)-03_施設一覧		
	資料3-2-6-(3)-04_施設整備状況		
	資料3-2-6-(3)-05_ロボコン2023		

観点3－2－⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学のもととして有効に機能しているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生寮を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料1-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則	学則第50条	再掲
	資料3-2-7-(1)-01_学生寮整備状況		
(2) 生活の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。）		
	資料3-2-7-(1)-01_学生寮整備状況		再掲
	資料3-2-7-(2)-01_学生寮建物平面図		
(3) 勉学の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。）		
	資料3-2-7-(1)-01_学生寮整備状況		再掲
	資料3-2-7-(2)-01_学生寮建物平面図		再掲
(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇入寮状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(1)-01_学生寮整備状況		再掲
	◇勉学の場としての活用実績がわかる資料		
	資料3-2-7-(4)-01_令和4年度「学びの状況調査」について（非公表）	この調査から、学生の自学自習の場所として「自宅・寮」が第1位となっている。本校では約7割の学生が寮生として生活しており、寮において自学自習に務めていることが伺える。なお、研究活動になると学校施設における割合が増えるものの、「自宅・寮」の割合も高い。	
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇学生寮の管理規程等の資料		
	資料3-2-7-(5)-01_広島商船高等専門学校寮務委員会規程		
3-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

該当なし			

基準 3

優れた点

本校では、図書館、メディアセンター、自学自習施設、ラーニングコモンズ、福利厚生施設などが整備され、自主的な学習環境及びキャンパス生活環境等が整備され、効率的に利用されている。学生寮においても自習室が整備され、適宜本校教員やピアサポーターなどの学生がアドバイスを行うなど有効に活用されている。

改善を要する点

該当なし

基準 4 財務基盤及び管理運営

評価の視点 4－1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。 また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。			
観点 4－1－① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。 【留意点】 ○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものかなどについて分析すること。			
関係法令 (設)第27条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 過去5年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ■ なっている	◇過去5年間の貸借対照表等の財務諸表		
	資料4-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校貸借対照表(R1-R5)		
	資料4-1-1-(1)-02_広島商船高等専門学校損益計算書(R1-R5)		
	◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-03_広島商船高等専門学校長期未払金(R1-R5)		
	◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-04_広島商船高等専門学校その他の臨時利益(R1-R5)	R5は該当なし	
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ■ 保有している	資料4-1-1-(1)-05_広島商船高等専門学校その他の臨時損失(R1-R5)	R5は該当なし	
	◇その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(2)-01_広島商船高等専門学校団地概要		
	資料4-1-1-(2)-02_R5保有資産利用状況報告書		
(3) 過去5年間に於いて運営費交付金、授業料、入学科、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ■ 確保している			
	◇過去5年間の運営費交付金、授業料、入学科、検定料等の収入状況		
	資料4-1-1-(3)-01_広島商船高等専門学校決算報告書(R1)		
	資料4-1-1-(3)-02_広島商船高等専門学校決算報告書(R2)		

	資料4-1-1-(3)-03_広島商船高等専門学校決算報告書(R3)		
	資料4-1-1-(3)-04_広島商船高等専門学校決算報告書(R4)		
	資料4-1-1-(3)-05_広島商船高等専門学校決算報告書(R5)		
	◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
(4) 過去 5 年間の収支状況において支出超過となっていないか。	◇過去 5 年間の資金収支計算書及び消費収支計算書		
■ 支出超過となった年があった	資料4-1-1-(1)-02_広島商船高等専門学校損益計算書(R1-R5)		再掲
	◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
	資料4-1-1-(4)-01_R1利益分析推移(支出超過理由)(非公表)		
	資料4-1-1-(4)-02_R2利益分析推移(支出超過理由)(非公表)		
	R1年度、R2年度で支出超過となっているが、いずれも自己収入予算において年度当初の収入目標額に対して予算執行していたことに起因している。本来であれば期中において収入見込額に予算是正を行って執行する必要があったが、人的要因により確認を怠ったことが原因である。現在は改善方策として年度当初から収入見込額に是正した予算配分書を作成しており支出超過となっていない。 (資料4-1-1-(4)-02、資料4-1-1-(4)-03参照)		
観点 4－1－② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等		
■ 策定している	資料4-1-2-(1)-01_広島商船高等専門学校運営委員会規程		
	◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料		
	資料4-1-2-(1)-02_R5予算編成方針(非公表)		
	資料4-1-2-(1)-03_運営委員会議事概要(予算審議)(非公表)		

(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料 資料4-1-2-(2)-01_R5予算配分通知（非公表） 資料4-1-2-(2)-02_R5学内予算配分書（非公表） 資料4-1-2-(2)-03_R5学科所属教員配分(教員研究費)	教員研究費配分通知は担当事務より各学科長に行われ、各学科長が学科会議等で所属教員に周知している。教員個々の配分額については、各学科で決定された金額を担当事務に報告している。	
観点4－1－③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。 【留意点】 ○ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。 ○ 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。 ○ 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。			
関係法令（設）第27条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ■ 行っている	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績) 資料4-1-2-(2)-01_R5予算配分通知（非公表） 資料4-1-2-(2)-02_R5学内予算配分書（非公表） ◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料 資料2-2-3-(3)-05_校長裁量経費(R5学内予算配分書）（非公表） ◇予算関連規程等 資料4-1-2-(1)-01_広島商船高等専門学校運営委員会規程 ◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等） 資料4-1-2-(1)-03_運営委員会議事概要(予算審議)(非公表) ◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。）		再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲

	資料3-1-1-(8)-01_キャンバスマスタープラン		再掲
	資料4-1-3-(1)-01_設備整備（マスタープラン）申請・採択一覧表（非公表）		
(2) 資源配分が、4-1-②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ■ 整合性がある	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。		
	資料4-1-2-(1)-03_運営委員会議事概要(予算審議)(非公表)		再掲
	資料4-1-2-(2)-02_R5学内予算配分書（非公表）		再掲
	資料4-1-3-(2)-01_R5校長裁量経費(追加配分)(非公表)		
	予算配分は、限られた資源を効果的に配分するため、各部署からの要望に対して、前年度配分額や重要性・必要性を踏まえた上で、運営委員会で審議・承認を得て配分している。また、校長裁量経費は、年度当初は他の予算と合わせて運営委員会の審議を経て決定し、期中において余剰金が発生した場合は、校長が決定し追加配分を行っている。		
(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(2)-01_R5予算配分通知（非公表）		再掲
	資料4-1-2-(2)-03_R5学科所属教員配分(教員研究費)	教員研究費配分通知は担当事務より各学科長に行われ、各学科長が学科会議等で所属教員に周知している。教員個々の配分額については、各学科で決定された金額を担当事務に報告している。	再掲
観点4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。 【留意点】 ○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ○ 会計監査の実施状況についても分析すること。			
関係法令 独立行政法人通則法第38条、第39条 私立学校法第47条 私立学校振興助成法第14条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第37条第3項 私立学校振興助成法第14条第3項 地方自治法第199条 その他会計監査等に関する各種法令等			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。 ■ 作成・公表している	◇作成・公表状況がわかる資料		
	資料4-1-4-(1)-01_公表状況（高専機構財務諸表）	https://www.kosen-k.go.jp/release/independence	
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）		

■ 実施している	資料4-1-4-(2)-01_広島商船高等専門学校内部会計監査実施規程		
	資料4-1-4-(2)-02_国立高等専門学校機構における公的研究研究費等の取扱いに関する規則		
	資料4-1-4-(2)-03_高専相互会計内部監査実施要項		
	資料4-1-4-(2)-04_広島商船高等専門学校公的研究費に関する内部監査実施要領		
	◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-05_広島商船高等専門学校内部会計監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-06_高専相互会計内部監査報告事項等一覧		
	資料4-1-4-(2)-07_公的研究費監査報告書		
4－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点 4－2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。			
観点4－2－① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。 【留意点】 ○ 観点2－1－③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。 ○ 組織図については、観点2－1－③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。 ○ 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。 ○ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。 ○ 本観点各項目の分析に加えて、研究または地域貢献活動に係る優れた取組が認められる場合には、各校の判断により、(7)(8)において「より望ましい取組」として分析することが可能である。 なお、これらの項目を分析する場合には、選択的評価事項A・Bは分析しないこと。			
関係法令 (法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第6条第1項～第5項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■ 整備している	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則(第8条～第11条)	学則第8条～第11条	
	資料4-2-1-(1)-02_広島商船高等専門学校運営委員会規程		

(2) 委員会等の体制を整備しているか。	◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等）		
■ 整備している	資料4-2-1-(2)-01_広島商船高等専門学校教員組織規程		
	資料4-2-1-(2)-02_組織図		
	資料4-2-1-(2)-03_各種委員会委員等一覧表（非公表）		
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。	◇役割分担がわかる資料		
■ なっている	資料4-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則(第8条～第11条)	学則第8条～第11条	再掲
	資料4-2-1-(2)-01_広島商船高等専門学校教員組織規程		再掲
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。	◇規程等、整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料4-2-1-(4)-01_広島商船高等専門学校事務組織規程		
	資料4-2-1-(4)-02_広島商船高等専門学校事務分掌規程		
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。	◇規程等、教員と事務職員が構成員として構成されている合議体がわかる資料		
■ 確保している	資料4-2-1-(2)-03_各種委員会委員等一覧表（非公表）		再掲
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事録等。）		
■ 行っている	資料4-2-1-(6)-01_運営委員会議事概要（令和5年度）（非公表）		
(7) 研究活動に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められており、また改善を図っていくための体制が整備され機能しているか。（より望ましい取組として分析）	◇規程等の整備状況がわかる資料		
■ 行っている	資料4-2-1-(7)-01_広島商船高等専門学校における研究活動の目的・基本方針及び目標		

	資料4-2-1-(7)-02_広島商船高等専門学校研究交流・地域連携センター規程		
	◇活動状況等がわかる資料（議事録等）		
	資料4-2-1-(7)-03_研究交流・地域連携センター委員会議事要旨（R5-R6）	本校における研究活動は基本方針に基づき、年度初めに事業計画を定め(R5.5.30)、年度終了後に実績を基に点検評価を行い(R6.4.24)、その結果に基づいて翌年度の年度計画を定めている(R6.5.2)。	
	資料4-2-1-(7)-04_研究交流・地域連携センター News & Reports(Vol.1)	本校の研究活動を広く内外に発信するため、毎年度「研究交流・地域連携センター News & Reports」を作成し関係各所に配布するとともに学校HPで公開している。	
(8) 地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められており、また改善を図っていくための体制が整備され機能しているか。（より望ましい取組として分析） ■ 行っている	◇規程等の整備状況がわかる資料		
	資料4-2-1-(8)-01_広島商船高等専門学校における地域貢献活動の目的・基本方針及び目標		
	資料4-2-1-(7)-02_広島商船高等専門学校研究交流・地域連携センター規程		再掲
	◇活動状況等がわかる資料（議事録等）		
	資料4-2-1-(8)-02_研究交流・地域連携センター委員会議事要旨（R5-R6）	本校における地域貢献活動は基本方針に基づき、年度初めに事業計画を定め(R5.5.30)、年度終了後に実績を基に点検評価を行い(R6.4.24)、その結果に基づいて翌年度の年度計画を定めている(R6.5.2)。	
観点4-2-② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(1)-01_広島商船高等専門学校危機管理規程		
	資料4-2-2-(1)-02_広島商船高等専門学校危機管理取扱要領		
	資料4-2-2-(1)-03_広島商船高等専門学校防火規程		
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。	◇危機管理マニュアル等の資料		
■ 整備している	資料4-2-2-(2)-01_危機管理マニュアル（非公表）		

(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 ■ 行っている	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(3)-01_普通救命講習会の開催		
	資料4-2-2-(3)-02_総合防災訓練(R3-R5)		
	資料4-2-2-(3)-03_学寮避難訓練(R3-R5)※R4は中止		
観点4－2－③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。 【留意点】 ○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるかなどについて、分析すること。 ○ 本観点各項目の分析に加えて、研究または地域貢献活動に係る優れた取組が認められる場合には、各校の判断により、(3)(4)において「より望ましい取組」として分析することが可能である。 なお、これらの項目を分析する場合には、選択的評価事項A・Bは分析しないこと。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。 ■ 行っている	◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料		
	資料4-2-3-(1)-01_外部資金の受入状況		
	資料4-2-3-(1)-02_R5科研費校内説明会		
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。 ■ 整備されている	◇管理体制がわかる資料（規程等）		
	資料4-2-3-(2)-01_公的研究費等の取扱いに関する規則		
	資料4-2-3-(2)-02_広島商船高等専門学校における公的研究費等の運営及び管理体制について		
	資料4-2-3-(2)-03_「公的研究費等に係る相談窓口及び通報窓口について」		
	資料4-2-3-(2)-04_「会計機関の事務の一部委任について」		
	資料4-2-3-(2)-05_「会計機関の補助者等の指定について」		
(3) 研究活動の目的等に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。（より望ましい取組として分析） ■ 整備されている	◇体制がわかる資料（規程等）		
	資料4-2-1-(7)-02_広島商船高等専門学校研究交流・地域連携センター規程		再掲

(4) 研究活動の目的等に沿った成果が得られているか。（より望ましい取組として分析）	◇成果がわかる資料		
■ 整備されている	資料4-2-1-(7)-03_研究交流・地域連携センター委員会議事要旨（R5-R6）	本校における研究活動は基本方針に基づき、年度初めに事業計画を定め（R5.5.30）、年度終了後に実績を基に点検評価を行い（R6.4.24）、その結果に基づいて翌年度の年度計画を定めている（R6.5.2）。	再掲
	資料4-2-1-(7)-04_研究交流・地域連携センター News & Reports(Vol.1)	本校の研究活動を広く内外に発信するため、毎年度「研究交流・地域連携センター News & Reports」を作成し関係各所に配布するとともに学校HPで公開している。	再掲

観点4－2－④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。

【留意点】

- 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。
- 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を实践する活動例について分析すること。
- 財務的資源については、観点4－2－③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。
- 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。）
 - ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。）
 - ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料
 - ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料
 - ・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料
 - ・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料
- 本観点各項目の分析に加えて、研究または地域貢献活動に係る優れた取組が認められる場合には、各校の判断により、(2)(3)において「より望ましい取組」として分析することが可能である。
なお、これらの項目を分析する場合には、選択的評価事項A・Bは分析しないこと。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。	◇活用状況がわかる資料		
■ 活用している	資料4-2-4-(1)-01_企業による学生向け講演会	「広島商船高等専門学校産業振興交流会」主催のもと、地域企業6社から講師を招き、学生に対する講演会を行っている。	
	資料4-2-4-(1)-02_広島商船高専生のための企業研究会	「広島商船高等専門学校産業振興交流会」主催のもと、約100社の企業に参加いただき、学生に対するキャリア教育支援を行っている。	
	資料4-2-4-(1)-03_広島商船高等専門学校産業振興交流会会則	教育研究交流のより一層の振興を図るため、産学協働事業の場を準備し、連携・交流の中から両者の資源を活用することによって、本校学生を始め、若き指導者を育成し、産業技術の振興を図ると共に地域社会の発展に貢献することを目的として設立した。現在、法人会員81社、個人会員42名が入会している。	

	資料4-2-4-(1)-04_本校OB及び近隣地域住民が課外活動等の指導支援を行っていることが分かる資料（非公表）	地域や同窓会の経験者を外部コーチとして招請し、課外活動における指導支援を行っている。	
	資料4-2-4-(1)-05_広島商船高等専門学校国際交流協定校		
(2) 地域貢献活動等の目的に照らして、活動が計画的に実施されているか。（より望ましい取組として分析）	◇活動状況がわかる資料		
■ 実施している	資料4-2-1-(8)-01_広島商船高等専門学校における地域貢献活動の目的・基本方針及び目標		再掲
	資料4-2-1-(8)-02_研究交流・地域連携センター委員会議事要旨（R5-R6）	本校における地域貢献活動は基本方針に基づき、年度初めに事業計画を定め(R5.5.30)、年度終了後に実績を基に点検評価を行い(R6.4.24)、その結果に基づいて翌年度の年度計画を定めている(R6.5.2)。	再掲
(3) 地域貢献活動等の実績や活動参加者等の満足度等から判断して、目的に沿った活動の成果が認められるか。（より望ましい取組として分析）	◇活動成果がわかる資料		
■ 実施している	資料4-2-4-(3)-01_R5地域連携活動一覧		
	資料4-2-4-(3)-02_「商船学科公開講座～あつまれ船長・機関長！ 2 0 2 3～」アンケート		
	資料4-2-4-(3)-03_「広島丸体験航海・一般公開及び工作教室」アンケート		
	資料4-2-4-(3)-04_江田島青少年自然の家連携事業「プロジェクト江田島Camp2024」アンケート		
	資料4-2-4-(3)-05_地域企業による講義「自らのキャリア選択と大崎上島でのチャレンジについて」アンケート		
	資料4-2-4-(3)-06_地域企業による講義「DXって何？」アンケート		
	資料4-2-4-(3)-07_地域企業による講義「大崎クールジェンプロジェクトについて」アンケート		
	資料4-2-4-(3)-08_地域企業による講義「お金について～貯蓄と投資～」アンケート		
	資料4-2-4-(3)-09_地域企業による講義「太陽光発電設置と運営」アンケート		
	資料4-2-4-(3)-10_地域企業による講義「ブルーベリー栽培の歴史」アンケート		
	資料4-2-4-(3)-11_「広島みなとフェスタ」アンケート		

観点4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。

- 【留意点】
- ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点2-4-③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。
 - SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。

関係法令（設）第9条第1項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) SD等を実施しているか。	◇規程等の資料		
【留意点】 ○ ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点2-4-③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。 ○ SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。			
■ 実施している	資料4-2-5-(1)-01_高専機構教職員の研修に関する規則（教職員の研修に関する規則）		
	資料4-2-5-(1)-02_広島商船高等専門学校運営委員会規程		
	資料4-2-5-(1)-03_広島商船高等専門学校事務分掌規程		
	◇実施状況（参加状況等）がわかる資料		
	資料4-2-5-(1)-04_事務職員等の研修等の実施状況を示す資料1（R4-R5SD・研修等の実施・参加状況）		
	資料4-2-5-(1)-05_事務職員の研修等の実施状況を示す資料2（令和5年度までの職制研修受講一覧）		
	資料4-2-5-(1)-06_管理運営に携わる教職員の研修に関する資料		

4-2 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

評価の視点 4－3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。			
観点 4－3－① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。			
【留意点】 ☐ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。			
関係法令 （施）第165条の2、（施）第172条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（複数チェック■可） ☐ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針 ☐ 教育研究上の基本組織 ☐ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ☐ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ☐ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ☐ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 ☐ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ☐ 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用 ☐ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ☐ 基幹教員に関する情報	◇刊行物の該当箇所がわかる資料		
	資料4-3-1-(1)-01_学校要覧(HPリンク)	https://www.hiroshima-cmt.ac.jp/school/about.html	
	資料4-3-1-(1)-02_メディアセンター管理運営委員会議事概要（非公表）	教育情報の公表については、刊行物「学校要覧」及び学校HPで公表している。チェック体制として、毎年度作成する学校要覧では発刊までに2回の校正を行い関係部署において最新情報に更新し、学校HPは随時更新することとしており毎年度8月にメディアセンター管理運営委員会で点検を行い、自己点検評価委員会に報告することとしている。	
	◇【様式2－5】ウェブサイト掲載項目チェック表		
4－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 4

優れた点

学校の目的を達成するため活動の財務上の基礎として、適切な予算計画等が策定され、運用されている。学内予算配分にあたっては配分方針を定め教育研究活動に対して適切な資源配分がなされている。また財務状況についてもホームページ等により広く掲載され、適切に公開されている。

資料4-1-2-(1)-02_R5予算編成方針(非公表)

再掲

資料4-1-4-(1)-01_公表状況（高専機構財務諸表）

<https://www.kosen-k.go.jp/release/independence>

再掲

改善を要する点

該当なし

基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点			
5－1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。			
観点 5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。			
【留意点】 ○ 観点 1－2－②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。			
関係法令（設）第15条、第16条、第17条、第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 ■ 配置している	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
	資料1-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則	学則第4章教育課程等と別表第一及び第二に示されている。	再掲
	資料5-1-1-(1)-01_R06カリキュラムマップ	カリキュラムマップに示す通り、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに対応した科目を配置している。	
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。 ■ 配慮している	◇配慮していることがわかる資料		
	資料5-1-1-(2)-01_一般教科と専門教科の割合推移	中学生からの学習の連続性を考慮して、低学年時に一般教科を重点的に配置している。高学年以降では専門以外の幅広い見識を修得するための教科を配置している。	
	資料5-1-1-(1)-01_R06カリキュラムマップ		再掲
(3) 進級に関する規程を整備しているか。 ■ 整備している	◇進級に関する規程の整備状況がわかる資料		
	資料2-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校教育規程	第6章進級、単位認定及び留年に規定されている	再掲
	資料5-1-1-(3)-01_教育規程施行細則	第6章進級及び留年に規定されている。	
(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。 ■ 確保している	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(4)-01_R06行事予定	行事予定表が確定した後に授業日数をカウントし、不足している曜日については授業が多い曜日に少ない曜日を振り替えている。	
	資料5-1-1-(4)-02_R06授業日数計算（非公表）		
(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。 ■ 実施している	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(5)-01_特別活動実施時間	特別活動については学則で定めた行事（オリエンテーション、学園祭、工場見学、クラスマッチ等）を含め90時間以上実施している。	

観点 5－1－② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。

【留意点】

- 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。
- この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。

関係法令 （設）第19条、第20条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（複数チェック■可）	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料		
□ 他学科の授業科目の履修を認定			
■ インターンシップによる単位認定	資料5-1-2-(1)-01_広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等に対する単位認定に関する実施要項	インターンシップに関する規程は資料5-1-2-(1)-01に規定されており、教育課程表では特別学修として実施されている。令和5年度のインターンシップ参加者は資料5-1-2-(1)-02_R05に示す通りである。	
	資料1-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則		再掲
	資料5-1-2-(1)-02_R05.インターンシップ参加者一覧		
■ 専攻科課程教育との連携	資料5-1-2-(1)-03_海事システム工学専攻カリキュラムマップ（M航海-商船学）	各学科・各コースの4年生から各専攻で設置されているカリキュラムの流れが明確になっており、専攻科科目との連携が十分に取れている。	
	資料5-1-2-(1)-04_海事システム工学専攻カリキュラムマップ（M機関-商船学）		
	資料5-1-2-(1)-05_産業システム工学専攻カリキュラムマップ（電気電子工学）		
	資料5-1-2-(1)-06_産業システム工学専攻カリキュラムマップ（社会システム工学）		
■ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成	資料5-1-2-(1)-07_TOEIC-IP受験案内及び資格試験支援にかかる学生への周知	本校では全学科の4年生対象にTOEIC-IPを受験するため、資料5-1-2-(1)-08の受講を通して意識付けをしている。	
	資料5-1-2-(1)-08_TOEIC対策にかかる授業シラバス（4年発展英語）		
	資料5-1-2-(1)-09_R05_TOEIC-IP集計（非公表）		
□ 資格取得に関する教育			
■ 他の高等教育機関との単位互換制度	資料5-1-2-(1)-10_他高専開設科目の単位認定(非公表)	本校以外の高等教育機関における授業科目については、資料3-2-5-(2)-07の第2条及び第3条に規定されている	
	資料5-1-2-(1)-11_本校開設科目の単位認定（非公表）		
	資料3-2-5-(2)-07_広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等に対する単位認定に関する規程		再掲
□ 個別の授業科目内での工夫			
■ 最先端の技術に関する教育	資料5-1-2-(1)-12_COMPASS事業計画書（IoT分野）	COMPASS5.0高専発!「Society5.0型未来技術人材」育成事業（IoT分野）の実施体制（P8）と社会との連携（P13）	

□ その他	資料1-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則	履修状況は資料1-2-1-(1)-01の別表第2の通り	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。	◇単位互換制度の内容がわかる資料		
■ 適切に取り扱っている	資料3-2-5-(2)-07_広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等に対する単位認定に関する規程	他の高等教育機関との単位互換制度については資料3-2-5-(2)-07の第2条で規定している	再掲
	資料5-1-2-(2)-01_高専間提供科目の履修希望者募集案内		

観点5－1－③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。

【留意点】

- 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等における具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。
- 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。
- 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。

(注) PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem - based Learning 又は Project - based Learning の略。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等）		
	資料5-1-2-(1)-12_COMPASS事業計画書（IoT分野）	COMPASS5.0高専発!「Society5.0型未来技術人財」育成事業（IoT分野）の目標（P7）と組織図（P8）、本校担当プロジェクト（P18）	再掲
	資料5-1-3-(1)-01_IoT分野にかかるカリキュラムの実装（カリキュラムマップ）	本校におけるカリキュラムへの実装	
	資料5-1-3-(1)-02_シラバス例（商船学科：情報処理）	作成した教材（IoT概論）については、授業名は異なるが、各学科共通で実施している	
	資料5-1-3-(1)-03_シラバス例（電子制御工学科：電子制御工学基礎）		
	資料5-1-3-(1)-04_シラバス例（流通情報工学科：コンピュータ概論）		
	資料5-1-3-(1)-05_電子制御工学基礎の教材活用例	教材の活用例	
	◇実施状況がわかる資料		

	資料5-1-3-(1)-06_IoTプロジェクト教材活用事例（開発教材ガイド）	本プロジェクトで開発した教材を活用した授業及び実習を展開した（教材開発ガイドスライド23-24（IoT概論）、49～52（開発教材））	
	資料5-1-3-(1)-07_IoTに関する認識と理解度に関する調査（学内紀要）	Society5.0やIoTに関する認知度に関する授業前後での認識変化についての調査	
	資料1-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則	履修状況は資料1-2-1-(1)-01の別表第2の通り	再掲
	◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	資料5-1-3-(1)-08_教材紹介ポスター		
	COMPASS5.0高専発!「Society5.0型未来技術人材」育成事業（IoT分野）のプロジェクトとして、Society5.0を支える基盤技術教育であるIoTとそれを利活用したビジネスに導入できる起業家教育に関するカリキュラムポリシー・マップの作成を担当した。 作成したカリキュラムマップポリシーは産業界におけるIoT利活用事例や技術者のニーズを反映させたものであり、作成した教材とともに教育パッケージとして他高専にも水平展開した（資料5-1-3-(1)-08_教材紹介ポスター）。		
(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの中での具体的な工夫内容等。）		
■ 行っている	資料5-1-2-(1)-12_COMPASS事業計画書（IoT分野）	COMPASS5.0高専発!「Society5.0型未来技術人材」育成事業（IoT分野）の目標（P7）と組織図（P8）、本校担当プロジェクト（P21）	再掲
	資料5-1-3-(2)-01_海事サイバーリスクマネジメント人材育成プロジェクト（日本財団）	海事サイバーリスクマネジメント人材育成プロジェクトとして日本財団からの支援を受け、企業との連携を強めて継続する（目的P2・背景P3・プロジェクトスケジュールP5）。	
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(2)-02_海事サイバーセキュリティセミナー開催に関する資料	海事サイバーセキュリティセミナー開催に関する資料	
	資料5-1-3-(2)-03_海事サイバーセキュリティセミナーのフィードバックに関する資料	海事サイバーセキュリティセミナーのフィードバックに関する資料	
	◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	資料5-1-3-(2)-06_COMPASS5.0事業パンフレット		
	IoT技術の進歩や通信環境の改善による自動運航等の進展に伴い顕在化した、サイバー攻撃などのリスクを想定したサイバーセキュリティ対策について、関連企業と連携して①海事サイバーリスクマネジメントカリキュラムの策定②海事DX関連出前授業③単位互換制度を活用した全高専への教材展開を目標とした、COMPASS5.0高専発!「Society5.0型未来技術人材」育成事業（IoT分野）のプロジェクトを推進しており、学内でも資料5-1-3-(2)-06_COMPASS5.0事業パンフレットに示すカリキュラムで展開している。 昨年度はそのパイロット事業として、実際に航海している練習船に対するサイバー攻撃側と船舶の運航側に分かれた演習を、全国高専の様々な学科の学生が行った。この演習で得られた課題を基に、関連企業と連携をした海事サイバーセキュリティに関するカリキュラムと教育パッケージを全国に展開する。		

5－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

本校は、COMPASS5.0高専発!「Society5.0型未来技術人材」育成事業（IoT分野）の拠点校として、「IoT・起業家教育に関するカリキュラムポリシー・マップの標準化」と、「船舶におけるサイバーセキュリティの教育実践に関する取り組みPJ」を担当し、成果をあげてきた。同じプロジェクトの一環として、「産業用ドローン人材育成プログラムの実践・他高専への展開（資料5-1-3）」にも取り組んでいるが、こちらは本年度から教育カリキュラムへの実装するため、教育実績はこれからである。このプロジェクトは、ドローン産業界と連携して、ドローンを各分野に適した利活用についての社会ニーズやニーズに必要なマインド、スキル、応用について検討し、安全にドローンを扱うことができる人材育成のための教育パッケージを構築することが目的である。 現在、一等及び二等無人航空機操縦士の登録機関として登録手続きが終わり、本年度より資料5-1-3-(2)-01及び02の通り産業ドローン運用管理開発人材を育成する教育カリキュラムとして、無人航空機運航技術論（どの学科でも低学年で履修することが可能）を特別学修に追加した。今後、高学年に自律輸送計画論、自律航行運航論などの科目を新設し、従来のカリキュラム上の演習系科目や実験実習、卒業研究、外国語授業を組合せ、企業からの外部講師による助言を交えながらグローバルなドローン人材の育成を推進する。			
評価の視点 5－2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。			
観点5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。 【留意点】 なし。			
関係法令 （設）第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■ 採用されている	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料1-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則	学則第4章教育課程等と別表第一及び第二に示されている。	再掲
	資料5-2-1-(1)-01_学科別講義演習実習割合		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	資料5-2-1-(1)-01_学科別講義演習実習割合に示す通り、商船学科航海コースは講義78.9％・演習5.4％・実験実習15.6％、商船学科機関コースは講義83.0％・演習2.7％・実験実習14.3％、電子制御工学科は講義82.6％・演習1.8％・実験実習15.6％、流通情報工学科流通ビジネスコースは講義82.6％・演習7.8％・実験実習9.6％、流通情報工学科情報コースは講義82.6％・演習9.0％・実験実習9.6％と適切なバランスが取れている。また、講義で学んだことを実技に生かせるよう、実験・実習・演習科目の割合は高学年に行くほど多くなっている。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可）	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		

■ 教材の工夫	資料5-2-1-(2)-01_自学自習システムを活用した演習（教材の工夫）		
■ 少人数教育	資料5-2-1-(2)-02_R06MNコース実験実習予定表（少人数教育）		
■ 対話・討論型授業	資料5-2-1-(2)-03_航路論におけるディベート（対話・討論型授業）	資料に付したシラバスにも記載されている通り、航路論においては航海中に発生する事案に関してディベート形式で授業を行っている。	
□ フィールド型授業			
■ 情報機器の活用	資料5-2-1-(2)-04_物理における教材の工夫と情報機器の活用例	資料に付したシラバスにも記載されている通り、物理における情報機器を活用した教材を用いた教育を行っている。	
■ 基礎学力不足の学生に対する配慮	資料5-2-1-(2)-05_教務内規（非公表）	基礎学力が不足している学生に対しては特別指導チューター制度を制定し、担任と連携をとって学力不足の学生に対するフォローを行っている。	
■ 一般科目と専門科目との連携	資料5-2-1-(2)-06_R06 基礎実習の履修案内	1年生の一般科目に基礎実習を配置し、専門教科の分野で一般教科的な内容の実習を行っている。	
□ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点5－2－② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【留意点】
なし。

関係法令 （設）第17条、第17条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（複数チェック■可）	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料		
■ 授業科目名	資料5-2-2-(1)-01_Webシラバス入力ガイド	資料5-2-2-(1)-01に基づき、カリキュラムポリシーに沿ったシラバスが作成されている（資料5-2-2-(1)-02は一例）。	
■ 単位数	資料5-2-2-(1)-02_シラバス作成例（C5メカトロニクス）		
■ 授業形態			
■ 対象学年			
■ 担当教員名			
■ 教育目標等との関係			
■ 達成目標			
■ 教育方法			
■ 教育内容（1授業時間ごとに記載）			

■ 成績評価方法・基準 ■ 事前に行う準備学習 ■ 高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定に基づく授業科目かの区別の明示 ■ 教科書・参考文献 □ その他			
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。		
(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。 ■ 改善を行っている	◇活用状況がわかる資料		
	資料5-2-2-(2)-01_授業評価アンケート依頼文		
	資料2-3-1-(4)-02_令和5年度授業評価アンケート結果（非公表）		再掲
	◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。		
	学生に対する授業評価アンケートの質問1において、シラバスに対する説明が十分か否か、授業内容がシラバスに沿っている否かを問う質問を設定し、それに対する回答が各学科とも4以上であったため、改善の必要はないと判断した。 4に満たない場合は何らかの問題があると判断し、FD委員会より自己点検評価委員会に上申し、総合企画調整会議・運営委員会より改善を指示する。		
(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1単位当たり30時間を確保しているか。 ■ 確保している	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。）		
	資料5-1-1-(4)-01_R06行事予定		再掲
	資料5-2-2-(3)-01_R06前期時間割		
(4) (3)の30単位時間授業では、1単位時間を50分としているか。 ■ 1単位時間＝50分で規定、45分で運用	◆1単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料1-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則	資料1-2-1-(1)-01第13条（授業科目及び履修単位数）に規定している	再掲
	資料5-2-2-(3)-01_R06前期時間割		再掲
	本校は2単位時間を90分授業としている。理由としては出欠確認や器材・機器の準備、振り返りの時間が短縮されるため、実質的には50分×2に相当する教育内容を確保できることがあげられる。		
(5) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。その際、学則に定める授業形態ごとの単位時間数に応じた授業時間以外の学習が設定されているか。	◇学則（授業形態ごとの授業時間に関する定め）		
	◇明示状況がわかる資料（シラバス、履修要項、学生便覧等）		

☒ 設定・明示している	資料1-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則	学則第13条（授業科目及び履修単位数）に規定している。	再掲
	資料5-2-2-(1)-02_シラバス作成例（C5メカトロニクス）	電子制御工学科5年のメカトロニクスのシラバスを例として、シラバスに学修単位の科目であることと、学習方法及び評価方法を明示している。	再掲
(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。 （複数チェック ☒ 可）	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料		
	資料5-2-2-(6)-01_シラバスチェック実施要領	科目担当はシラバス作成後に資料5-2-2-(6)-01に従い、記載項目に漏れがないかチェックし、その後学科のシラバスチェック担当者がサンプルチェックを行う。授業外学習の成果物については、教務主事・主事補が資料5-2-2-(6)-03に従って適切に保管されているかチェックを行い、教務主事が取りまとめて資料5-2-2-(6)-04をFD委員会に報告する。	
	資料5-2-2-(6)-02_R06シラバスチェックリスト（非公表）		
	資料5-2-2-(6)-03_成績資料保管・成績評価チェック実施要領		
	資料5-2-2-(6)-04_R05成績資料保管・成績評価チェックリスト（非公表）		
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		
5－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点 5－3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。 【留意点】 なし。			
関係法令（設）第17条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック ☒ ） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック ☒ ）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲

(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料1-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則	本校では学則第13条に授業科目及び履修単位数、教育規程第5章に成績評価について規定している。	再掲
	資料2-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校教育規程		再掲
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料2-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校教育規程	成績評価は教育規程第33条（成績会議）に成績に関する教員会議を開催するよう規定されており、教員会議にて担任から資料に基づき不認定科目数及び欠席時数について報告があり、全教員で確認をしている。	再掲
	資料5-3-1-(2)-01_R05第9回教員会議_議事要録		
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料5-2-2-(6)-03_成績資料保管・成績評価チェック実施要領	資料5-2-2-(6)-03に基づき、教務主事の指示のもとに教務主事補が学修単位科目の授業外学習の評価がシラバスに記載されている割合になっているかチェックしている	再掲
	資料5-2-2-(6)-04_R05成績資料保管・成績評価チェックリスト（非公表）		再掲
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料3-2-5-(3)-03_R06特別活動実施計画表	資料3-2-5-(3)-03に示す新入生ガイダンスにおいて、資料3-2-2-(1)-06に基づき、成績評価・進級基準の説明を行っている（P8～9）。使用した資料については同資料P13に示すサイトにて、学生が端末でいつでも閲覧できる。	再掲
	資料3-2-2-(1)-06_新入生ガイダンス（プレゼン資料）		再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料5-3-1-(5)-01_R06教務ガイダンスに関するアンケート	教務ガイダンスにて成績評価及び単位認定に関する認知状況を把握するため、アンケート調査を行った。	
(6) 定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料2-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校教育規程	追試験については教育規程第25条、再試験については第26条、単位追認については第47条に規定されている	再掲

(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料 資料2-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校教育規程	成績評価結果に対する学生からの意見申立については、教育規程第26条の2に規定されている。	再掲
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可） ■ 成績評価の妥当性の事後チェック ■ 答案の返却 ■ 模範解答や採点基準の提示 ■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック □ その他（G P A の進級判定への利用、成績分布のガイドラインの設定等）	資料5-2-2-(6)-03_成績資料保管・成績評価チェック実施要領 資料5-2-2-(6)-04_R05成績資料保管・成績評価チェックリスト（非公表） 資料5-3-1-(8)-01_成績評価にかかる客観性厳格性判定基準 資料5-3-1-(8)-02_年度成績表の一例（非公表） 資料5-3-1-(8)-03_R06第1回教務専攻科合同委員会議事要旨（非公表） 資料5-3-1-(8)-04_R06第3回FD委員会議事要旨（非公表） 資料5-3-1-(8)-05_FD委員会改善指示兼確認書（非公表） ◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。 教務主事補による成績評価にかかるチェックの結果は、FD委員会にて教務主事が報告される。チェックをした結果が軽微な指摘についてはTeamsで、重大かつ常習性が認められる指摘事項である場合はFD委員会を通じて科目担当に改善の指示が出される（資料5-3-1-(8)-04）。 科目担当から改善の報告がされた後、適切に改善されたか検証するため、サンプルチェックを行った担当が再チェックを行い、FD委員会委員長が確認する（資料5-3-1-(8)-05）。 ◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を記述する。	各学科長から指名を受けたチェック担当者は、資料5-2-2-(6)-03に従い、試験問題及び成績表などの成績資料の保管状況を確認し、資料5-2-2-(6)-04に記載する。教務主事は、教務主事補に対し、資料5-3-1-(8)-01及び02を参照に成績の妥当性、シラバスで表記された成績評価割合と成績の照合、並びに複数年次あるいは追試験・再試験にかかる同一問題の出題などを成績資料保管状況からチェックするよう指示する。	再掲 再掲
観点5－3－② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （法）第117条 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。	◇学則等の該当箇所がわかる資料		

■ 定めている	資料1-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則	修業年限については、学則第2条（修業年限及び在学期間）において、商船学科は5年6月、電子制御工学科及び流通情報工学科については5年と定めている。	再掲
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や卒業認定基準		
	資料1-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則	卒業認定については学則第26条及び教育規程第53条及び第54条に規定され、各学科の全学年の課程を修了することで各学科のディプロマポリシーを満たしていると認定している。	再掲
	資料2-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校教育規程		再掲
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料5-3-2-(3)-01_R05第10回教員会議_議事要録(非公表)	卒業判定会議議事要録	
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-2-(4)-01_教務ガイダンス（3つの方針の理解）	資料3-2-5-(3)-03に示す教務ガイダンスにおいて、資料5-3-2-(4)-01に基づき、DPと卒業認定の関係について説明している（P4）。また、学則及び教育規程についてはWEB上で公開している（資料5-3-2-(4)-02）。	再掲
	資料3-2-5-(3)-03_R06特別活動実施計画表		
	資料5-3-2-(4)-02_WEBサイトでの教育規則掲載		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料5-3-2-(5)-01_R063つの方針の理解に関するアンケート	資料5-3-1-(4)-01と資料5-3-2-(4)-01に基づいたガイダンスにて、卒業認定とDPとの関係について説明し、その認知状況を把握するためのアンケート調査を行った結果、ほぼ全員が認知していることがわかった。	再掲
	資料5-3-1-(5)-01_R06教務ガイダンスに関するアンケート		
5－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
成績資料保管、成績評価についてはセルフチェックの他、学科のチェック担当者によるチェックを導入している。同じ学科の構成員ではチェック機構として不十分な点も考えられるが、講義内容と求めらるレベルを把握している教員でなければ成績評価の妥当性や試験問題の難易度について判断できないと考え、この体制でチェックをしている。また、FD委員会にて改善指示を出した事案については、科目担当と協議した上で改善策を出すようにしている。			

基準 5			
優れた点			
3つのポリシーに則り、教育課程が体系的に編成され、その内容、水準は適切である。シラバスは高専機構の様式に則り、授業形態、学習指導法等について明示され、活用されている。成績評価・修了認定基準については、学生に周知しており、これらの基準に従って成績評価・単位認定・修了認定が適切に行われている。			
改善を要する点			
該当なし			

基準 6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点

6－1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

観点 6－1－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。

【留意点】

○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。

関係法令 （設）第3条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。 ■ なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料6-1-1-(1)-01_令和6年度入学者募集要項（推薦及び学力選抜）		
	資料6-1-1-(1)-02_令和6年度入学者募集要項（帰国生徒特別選抜）		
	資料6-1-1-(1)-03_令和6年度編入学生募集要項		
	資料6-1-1-(1)-04_令和6年度入学者選抜審査要項(非公表)		
	資料6-1-1-(1)-05_令和6年度編入入学者選抜審査要項(非公表)		
	資料6-1-1-(1)-06_令和6年度入学者選抜実施要項（推薦及び学力選抜）(非公表)		
	資料6-1-1-(1)-07_令和6年度編入入学者選抜実施要項(非公表)		

観点 6－1－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。	◇検証の体制に関する資料		

■ 整備している	資料2-1-3-(1)-02_広島商船高等専門学校入試委員会規程	学力の3要素のうち、知識・技能については入試委員会にて入試総合点（推薦・学力）と前期中間試験の成績を分析し、自己点検評価委員会にて評価する。評価した結果は総合企画調整会議にて改善案が審議され、運営委員会にて改善指示が出される。他の要素については特別活動にて分野横断的能力テストを実施し、これを分析することでアドミッションポリシーに沿っているか否かを検証している。	再掲
	資料1-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校自己点検・評価委員会規程		再掲
	資料1-3-1-(1)-01_広島商船高等専門学校総合企画・調整会議規程		再掲
	資料1-3-1-(1)-02_広島商船高等専門学校運営委員会規程		再掲
	資料3-2-5-(3)-03_R06特別活動実施計画表		再掲
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料1-3-1-(2)-03_R05第13回入試委員会_議事要録（非公表）	入試委員会における入試データと前期中間試験結果の分析を実施した。	再掲
	資料1-3-1-(2)-04_R06第1回自己点検評価委員会議事要旨	自己点検評価委員会にてアセスメントプランの1項目として評価した。	再掲
	資料1-3-1-(2)-05_R06第1回総合企画・調整会議議事要旨	総合企画調整会議にて改善案が審議された。	再掲
	資料1-3-1-(2)-09_R06第2回運営委員会議事要旨	運営委員会にて改善案が承認され、関係委員会に改善指示が出された	再掲
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料1-3-1-(2)-02_R05第11回教務委員会_議事要旨（非公表）	資料1-3-1-(2)-02に付した入試成績と定期試験成績の相関及び分野横断的能力簡易テスト結果を分析した結果、新入生が学力の3要素である、知識・技能（入試総合点と成績の相関）、コミュニケーション、自己管理力、チームワーク、倫理観、主体性について十分な資質を持っており、本校が定めるアドミッションポリシーに沿っている学生であると判断された。	再掲
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	資料6-1-2-(3)-01_R06第3回入試委員会_議事要旨(非公表)		
	検証の結果、本校が定めるアドミッションポリシーに沿っている学生であると判断されたが、資料6-1-2-(3)-01_R06第3回入試委員会_議事要録に付した分野横断的能力簡易テスト結果を分析した結果、エンジニアリングデザイン能力・創成能力・課題発見・論理的思考力については全体的に低いことがわかった。 当委員会にてこれらの資質を備えた受験生を選抜する目的で合格判定基準に関して審議した結果、推薦入試における特別活動の評価を10点から20点に変更した。		

観点6－1－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

- (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。
- (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。

関係法令 (設)第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準 (平成15年3月31日文科科学省告示第45号)

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収容定員を学科ごとに学則で定めているか。また、1学級当たり40人を標準としているか。 ■ 定めている	◇学則の該当箇所			
	資料1-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則	学則第7条にて各学科の定員を40名と規定している		再掲
(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料			
	資料2-1-3-(1)-02_広島商船高等専門学校入試委員会規程	推薦選抜合格者が確定した後、学力選抜合格者数については、入試委員会にて各学科の定員40名となるよう、過去の辞退率を考慮しながら判定している。		再掲
	資料6-1-3-(2)-01_R05辞退率計算 (非公表)			
(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 適正である	◇【様式2－2】平均入学定員充足率計算表			
		過去5年間、準学士課程の実入学者数は定員の1.1倍程度に収まっている。		
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。			

6－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

本校では定員に対して推薦選抜で75%の合格者を選抜し、学力合格者については定員に対する25%以上の人数としている。理由としては公立もしくは私立の受験結果によって合格者が辞退することが例年発生しており、その辞退率についてはIR室にて学力受験者に対するアンケート調査を分析し、辞退率を計算している。分析結果については受験者の個人情報伏せた上で入試委員会での合否判定の参考とし、教員に対しても公表している。

基準 6

優れた点

入学者の受入に関する方針についてはアドミッションポリシーを作成し、募集要項やWebサイトに掲載されており、広く広報活動を行い、実際の選抜においても適切に実施されている。また商船学科複数校志望受験制度、電子系複数校志望受験制度を導入するなどの取り組みを行い、大幅に超過、不足を生じることなく、入学定員に対して適切な数の入学者を確保している。

	資料6-1-1-(1)-01_令和6年度入学者募集要項（推薦及び学力選抜）		再掲

改善を要する点

該当なし

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点			
7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。			
観点 7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ 学生の成績（卒業時のGPA値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-2-1-(1)-01_広島商船高等専門学校学則	準学士課程の成績評価及び卒業認定については、学則第14条（成績評価）及び第26条（卒業）、教育規程第33条（成績会議）、第40条（各学年修了）、第53条（卒業資格）、第54条（卒業認定）に定められている。 また、成績評価及び卒業認定については、資料5-1-1-(1)-01に示す月日で教員会議を開催し、規程第1条に定めている通り、教務に関する諮問事項として審議する。	再掲
	資料2-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校教育規程		再掲
	資料4-1-2-(1)-01_広島商船高等専門学校運営委員会規程		再掲
	資料1-3-1-(1)-03_広島商船高等専門学校教員会議規程		再掲
	資料2-1-3-(1)-01_広島商船高等専門学校教務委員会規程		再掲
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料		
	資料1-2-1-(1)-02_広島商船高等専門学校ディプロマポリシー（本科）	資料1-2-1-(1)-02に示すディプロマポリシーに基づき、資料5-1-1-(1)-03にある一般教科及び専門教科が配置されている。卒業に必要な科目を履修した学生は、卒業研究において資料7-1-1-(2)-01～03にある成果を上げ、卒業研究発表会を開催して成果を確認している。 卒業研究発表後に学生が所属する学科のカリキュラムについて全科目履修、卒業研究の認定を確認し、卒業認定としている。	再掲
	資料5-1-1-(1)-01_R06カリキュラムマップ		再掲
	資料7-1-1-(2)-01_R05商船学科卒業研究発表資料集		
	資料7-1-1-(2)-02_R05電子制御工学科卒業研究発表資料集		
	資料7-1-1-(2)-03_R05流通情報工学科卒業研究発表資料集		
	資料5-3-2-(3)-01_R05第10回教員会議_議事要録(非公表)		再掲
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(3)-01_R05第9回教員会議_議事要録	所属学科が配置する全科目の履修状況に関する成績会議	
	資料7-1-1-(3)-02_R05第10回教員会議_議事要録（非公表）	卒業研究発表成果を含めた履修状況に関する卒業認定会議	
	資料7-1-1-(3)-03_R05学生異動推移（R01～）（非公表）		
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		

	準学士課程では資料7-1-1-(3)01及び02に示す所属学科が配置する全科目の履修と卒業研究発表の成果をもって、ディプロマポリシーを満たしていると判断している。また、資料7-1-1-(3)-02及び03に示す通り、原級留置率及び進路変更などの事由による退学率は2%程度、5年生の卒業率は100%であることから、学習・教育の成果が認められると判断する。		
観点7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点7-1-①と同じ体制で実施されている場合には、観点7-1-①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校自己点検・評価委員会規程	準学士課程については、自己点検評価委員会により卒業生・進路先関係者・保護者からの意見聴取の体制を確立している。	再掲
	資料1-1-1-(1)-02_広島商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針		再掲
	資料1-1-1-(1)-03_広島商船高等専門学校における自己点検・評価実施要領		再掲
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料7-1-2-(2)-01_R05教育に対する満足度・自分自身の達成感及び成長実感に関するアンケート（卒業生修了生）	本校では卒業生・修了生、5年前の卒業生・修了生、前年度卒業生・修了生の進路先に対してアンケート調査を実施している。 集計されたアンケートは自己点検評価委員会にて点検され、総合企画調整会議で評価され、運営委員会よりFD委員会に対してアンケート集計結果及びコメントに対するフィードバックをとりまとめを指示している（資料1-1-4-(2)-12_R05自己評価における改善指示書）。 FD委員会できりまとめた改善策は自己点検評価委員会にて点検され、総合企画調整会議にて評価され、運営委員会の承認を得た後に関係委員会に対して改善が指示される。	
	資料7-1-2-(2)-02_R05学年末試験後特別日課（卒業生アンケート）		
	資料7-1-2-(2)-03_R06第1回自己点検評価委員会議事要旨(非公表)		
	資料7-1-2-(2)-04_R06第1回総合企画・調整会議議事要旨(非公表)		
	資料7-1-2-(2)-05_R06第2回運営委員会議事要旨(非公表)		
	資料1-1-4-(3)-01_R05自己評価における改善指示書		再掲
	資料5-3-1-(8)-04_R06第3回FD委員会議事要旨（非公表）		再掲
	資料7-1-2-(2)-06_R06第4回FD委員会議事要旨（非公表）		

(3) 学生が卒業時に身に付けた学力・資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(3)-01_R05学習・教育目標に関するアンケート（R01卒業生）（非公表）		
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力・資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている			
	資料7-1-2-(4)-01_R05学習・教育目標に関するアンケート（進路先）（非公表）		
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる			
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	資料7-1-2-(2)-01から、学生は教育に対する満足度・自分自身の達成感及び成長実感を十分に感じられており、学科の全科目を履修していることからディプロマポリシーを満たしていると推測される。 卒業後5年後の卒業生については、資料7-1-2-(3)-01に示す通り高専教育が社会に貢献していることがうかがえた。また、進路先についても資料7-1-2-(4)-01に示す通り卒業生に対する評価も高く、社会に貢献できていることがわかった。一方で、本校に対する改善にかかる意見も多数見受けられたので、資料7-1-2-(2)-06に示す通り、関係委員会で検討する。		
観点7－1－③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】なし。			
関係法令（法）第122条（施）第178条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【様式2－4】卒業生進路実績表		

(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。 就職状況によると、過去3年の就職と進学割合は、約9:1となっており、産業界に多くの実践的技術者を養成した成果が認められる。また、産業別の実績によれば、商船学科は運輸業へ、電子制御工学科は製造業へ、流通情報工学科は情報通信業へ多くの学生が就職している。さらに、1～2割の学生がさらに高いレベルの技術者あるいは研究者を目指し、専攻科及び大学に進学しており、各学科の方針と合致した人材育成の成果が認められる。		
7-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
卒業生や就職先の関係者から卒業生が在学時に身につけた学力や資質・能力や卒業後の成果等に関する意見をアンケート等によって聴取し、改善に役立てている。また、本校に企業から寄せられる準学士課程の求人倍率は平均で1.0倍以上を維持している。			

基準7

優れた点			
該当なし			
	該当なし		
改善を要する点			
該当なし			

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点

8－1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。

観点 8－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

【留意点】

- 観点 1－2－⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。
- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校は特例適用専攻科の認定を受けており、本観点を満たしていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			

観点 8－1－② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

(根拠理由欄)			
本校は特例適用専攻科の認定を受けており、本観点を満たしていると判断する。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		
(リストから選択してください)			
観点 8－1－③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。 【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
(根拠理由欄)			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
■ 採用されている	資料8-1-3-(1)-01_授業、実験等バランス		

	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。 8-1-3-(1)-01に示す通り、実践的な授業科目として、特別研究(実験)以外には、海事システム工学専攻では、海事システム工学特別実験・実習を、産業システム工学専攻では、産業システム工学特別演習や産業システム工学特別実験などが必修カリキュラムに含まれており、高度で実践的な技術者教育を目指した授業体系となっている。具体的な構成比は、海事システム工学専攻では、講義77.4%、実験・実習19.4%、演習3.2%、産業システム工学専攻では、講義74.2%、実験・実習22.6%、演習3.2%であり、授業形態のバランスは教育の目的に照らして適切である。また、他高専の専攻科と比較しても適切である。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可）	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
■ 教材の工夫	資料8-1-3-(2)-01 産業システム工学専攻システム制御論（教材の工夫）	全教科について少人数での講義であるため、状況に応じてグループを編成しアクティブラーニングによる授業を実施でき、また、個別に理解度を知らなど基礎の確実な定着を図ることができている（例として、資料8-1-3-(2)-07の教科を挙げている。電子物性工学は海事、産業の基礎知識の揃わない学生を対象としているが、上述の少人数教育の利点を活かし基礎から応用まで教授できるように配慮・工夫をした講義を実施し、「資料8-1-3-(2)-08」の通り全員単位認定に達している）。さらに、複合専攻の為、「資料8-1-3-(2)-01」のみならず多くの授業で自作教材等を準備し、その年度の受講生に合わせた講義を実施するなど教材の工夫にも力を入れている。加えて、コロナ禍で全科目についてのオンライン授業体制の構築ができており、「資料8-1-3-(2)-06」のみならず情報機器を活用した高度な授業形態も適宜取れている。資料8-1-3-(2)-09のシラバス例に示す通り、一般科目から専門へ繋がるように組まれている。	
■ 少人数教育	資料8-1-3-(2)-02_産業システム工学専攻社会システム論（少人数教育、対話討論型授業）		
■ 対話・討論型授業	資料8-1-3-(2)-03_海事システム工学専攻輸送システム工学概論（対話討論型授業）		
■ フィールド型授業	資料8-1-3-(2)-04_産業システム工学専攻特別研修（フィールド型授業）		
	資料8-1-3-(2)-05_海事システム工学専攻原子エネルギー工学（フィールド型授業）		
■ 情報機器の活用	資料8-1-3-(2)-06_産業システム工学専攻数理計画法（情報機器の活用：遠隔授業対応）		
■ 基礎学力不足の学生に対する配慮	資料8-1-3-(2)-07_産業・海事システム工学専攻電子物性工学シラバス（基礎学力不足の学生に対する配慮：基礎から応用まで）		
	資料8-1-3-(2)-08_産業・海事システム工学専攻電子物性工学_成績表（非公表）		
■ 一般科目と専門科目との連携	資料8-1-3-(2)-09_産業システム工学専攻数理科学A（一般科目と専門科目との連携）		
□ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
観点8－1－④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。 【留意点】 ○ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
関係法令（法）第119条第2項			

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄） 本校は特例適用専攻科の認定を受けており、本観点を満たしていると判断する。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			
観点 8－1－⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。 【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄）			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
■ 策定している	資料8-1-5-(1)-01_広島商船高等専門学校専攻科における授業科目の履修等に関する規則	広島商船高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程（専攻科の成績評価 第9条及び、単位認定第10条）として策定している。	

(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料8-1-5-(2)-01_令和5年度第3回専攻科委員会_議事要録	(1)の「広島商船高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則」記載の基準に従い、「学年末における成績会議【専攻科委員会】」にて審議し、単位認定を行っている。	
	資料8-1-5-(2)-02_令和5年度第3回専攻科委員会_会議資料（成績）		
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料8-1-5-(3)-01_【フォーマット】成績表(専攻科用)	資料8-1-5-(3)-01の成績表フォーマットを配布すると共に、資料8-1-5-(3)-02に示す通り、学修単位は授業時間以外の学修についての評価「自学自習」を含めた形で評価するよう全科目担当教員に通知している。シラバスチェック体制としては、資料8-1-5-(3)-03の通り、作成者のセルフチェックに加え教務主事・専攻科長指揮の下、サンプルチェックを行い問題があればFD委員会への報告・作成者への指導を行う体制を整えている。(チェック例は資料8-1-5-(3)-04参照)学生への周知に於いては、資料8-1-5-(3)-05の履修等に関する規則第2条に記載され、資料8-1-5-(3)-06の専攻科履修ガイドブックには、授業時間以外の学修（予習復習、自学自習時間）を明記し、学生に周知している。	
	資料8-1-5-(3)-02_自学自習の教員周知メール		
	資料8-1-5-(3)-03シラバスチェック実施要領		
	資料8-1-5-(3)-04_シラバスチェック結果(非公表)		
	資料8-1-5-(1)-01_広島商船高等専門学校専攻科における授業科目の履修等に関する規則		再掲
	資料8-1-5-(3)-05_専攻科履修ガイドブック（抜粋）		
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料8-1-5-(4)-01_ガイダンス実施通知（専攻科）	入学ガイダンスで「成績評価や単位認定に関する基準」についての読み合わせを行うことで、周知に努めている。	
	資料8-1-5-(3)-05_専攻科履修ガイドブック（抜粋）		再掲
	資料8-1-5-(4)-02_専攻科入学ガイダンス資料		
	資料8-1-5-(4)-03_学生便覧		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料8-1-5-(5)-01_【フォーマット】成績評価方法と単位認定基準の確認アンケート	入学者に対し、「資料8-1-5-(5)-01(成績評価方法の方針と単位認定基準)」について読み合わせを行い全員認知に努めている。また、「資料8-1-5-(5)-01(成績評価方法の方針と単位認定基準に関するアンケート)」を実施すると共に、結果を専攻科委員会にて報告するなど把握に努めている。	
	資料8-1-5-(5)-02_【アンケート結果】成績評価方法と単位認定基準の確認アンケート結果		

(6) 定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料8-1-5-(1)-01_広島商船高等専門学校専攻科における授業科目の履修等に関する規則	「広島商船高等専門学校専攻科における授業科目の履修等に関する規則」第5条～第8条に定めている。	再掲
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
	資料8-1-5-(1)-01_広島商船高等専門学校専攻科における授業科目の履修等に関する規則	「広島商船高等専門学校専攻科における授業科目の履修等に関する規則」第9条に定めている。	再掲
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可） ■ 成績評価の妥当性の事後チェック ■ 答案の返却 ■ 模範解答や採点基準の提示 ■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック □ その他(G P A の進級判定への利用、成績分布のガイドラインの設定等)			
	資料8-1-5-(8)-01_答案返却及び模範解答や採点基準の提示 R5学年末特別日課（通知文）	資料8-1-5-(8)-01, 02に示す学年末に実施する特別時間割の通り、全科目試験後に答案返却、模範解答や採点基準の提示を行うようにしている。また、学生への答案の返却に関しては資料8-1-5-(8)-03に示す通り、答案の本紙は学生に必ず返却するようにしている。資料8-1-5-(8)-04, 05の内、04の成績資料保管・成績評価チェック実施要領に記載の通り成績評価チェック項目（2-③同一問題、2-④問題難易度、2-⑤成績妥当性等）に従い、資料8-1-5-(8)-06の通事後チェックも実施している。資料8-1-5-(8)-07に示す授業評価アンケートも実施し各教員にフィードバックするなど、学生目線からのチェックも行える体制を取っている。 加えて、試験問題作成時に模範解答を作成し、試験問題の分量・配点（採点基準）が妥当かを教員がセルフチェックできるようにしている。具体的には、試験毎に「資料8-1-5-(8)-08」に示すチェックシートを配布し、試験問題と併せて教務係に提出するように通知（「資料8-1-5-(8)-09」参照）している。	
	資料8-1-5-(8)-02_答案返却及び模範解答や採点基準の提示 R5学年末特別日課時間割		
	資料8-1-5-(8)-03_成績資料保管ガイド		
	資料8-1-5-(8)-04_成績資料保管・成績評価チェック実施要領		
	資料8-1-5-(8)-05_成績評価にかかる客観性厳格性判定基準		
	資料8-1-5-(8)-06_試験保管及び成績評価チェック結果(非公表)		
	資料8-1-5-(8)-07_授業評価アンケート（R1～R5年度）		
	資料8-1-5-(8)-08_令和5年度前期中間試験問題チェックシート		
	資料8-1-5-(8)-09_令和5年度前期中間試験問題の提出について（教員への通知）		
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	成績評価の方法は各講義初回に配付する各科目のシラバスを用いて説明している。成績評価を含めた講義の実施状況は授業評価アンケート等を通して学生目線からも確認している。試験問題や成績を学科ごとにチェックする体制を整えている。		

◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。			

観点 8－1－⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を1年以上と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料8-1-6-(1)-01_広島商船高等専門学校学則・学生準則 第46条	「広島商船高等専門学校学則 第46条」に修業年限は2年と定めている。	
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や修了認定基準		
	資料8-1-6-(1)-01_広島商船高等専門学校学則・学生準則 第46条	「広島商船高等専門学校学則 第46条」に「専攻科に2年以上在学し、62単位以上を修得した者について、修了を認定する。」旨を記載している。	再掲
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料8-1-5-(2)-01_令和5年度第3回専攻科委員会_議事要録	単位取得状況を確認し、専攻科2年修了認定会議（専攻科委員会）にて修了認定している。	再掲
	資料8-1-6-(3)-01_令和5年度第8回専攻科委員会_議事要録		
	資料8-1-6-(3)-02_令和5年度海事システム工学専攻（成績資料）（非公表）		
	資料8-1-6-(3)-03_令和5年度産業システム工学専攻（成績資料）（非公表）		

(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料8-1-5-(4)-01_ガイダンス実施通知（専攻科）	入学時に「修了認定基準」についての読み合わせを行うことで、周知に努めている。	再掲
	資料8-1-5-(4)-02_専攻科入学ガイダンス資料		再掲
	資料8-1-5-(3)-05_専攻科履修ガイドブック（抜粋）		再掲
	資料8-1-5-(4)-03_学生便覧		再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料8-1-6-(5)-01_【アンケート】 修了認定基準についてのアンケート（非公表）	入学時に「修了認定基準」についての読み合わせを行い、全員認知に努めている。また、アンケートを取ることで、把握に努めている。	
8－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5－1及び5－2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。			
準学士課程で得られた知識の連続・発展性を持つ科目に加え、新たな知識を得ることで分野横断的な技術能力を持つ人材の育成も視野に入れている複合専攻の為、準学士課程で基礎を身に付けてない科目においても、垣根なく受講できるように基礎から発展まで身に付けられる授業内容になるよう工夫している。添付再掲資料は、産業システム工学専攻及び海事システム工学専攻の学生が受講している共通科目である電子物性工学のシラバスと成績資料である。電子工学に深く触れてない学生も、基礎から応用まで身に付けられるような講義構成を心掛けており、成績表に示す通り最終的には全員が単位取得できるまでに成長していることが分かる。これは、少人数教育の利点（例えば、分からない事がないか全員に聞くことが可能となる。）を活かしている。加えて、全教科について少人数での講義であるため、習熟度に応じた指導を進めることができており、基礎の確実な定着を図ることができている。			
	資料8-1-3-(2)-07_産業・海事システム工学専攻電子物性工学シラバス（基礎学力不足の学生に対する配慮：基礎から応用まで）		再掲
	資料8-1-3-(2)-08_産業・海事システム工学専攻電子物性工学_成績表（非公表）		再掲
評価の視点 8－2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。			
観点8－2－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。 【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。 ■ なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料8-2-1-(1)-01_R6専攻科募集要項（一次募集）	「資料8-2-1-(1)-01, 02」の資料(募集要項)に記載の通り、APに目を通す構成になるよう工夫している。その上で、「資料8-2-1-(1)-03」の資料(入学願書)にAPを理解した上で受験することを確認する項目にチェックするようにしている。また、「推薦入試」「社会人特別選抜」「2次募集」において、「資料8-2-1-(1)-04」に示す通りAPに基づいた出題方針にて面接試験を実施し、適切な配点を設定している。なお、資料8-2-(1)-05に示す通り試験実施は全教員に通知している。	
	資料8-2-1-(1)-02_R6専攻科募集要項（二次募集）		
	資料8-2-1-(1)-03_専攻科 入学願書		
	資料8-2-1-(1)-04_専攻科 入試審査要項(非公表)		
	資料8-2-1-(1)-05_令和6年度専攻科入学者選抜(学力・産業)の実施について（通知）		
観点8－2－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。			
【留意点】 なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料8-1-5-(4)-02_専攻科入学ガイダンス資料	「資料8-1-5-(4)-02」に示す通り、入学者に対し「AP、DP及びCPに関するアンケート」を実施し、検証を行っている。体制としては、「資料8-2-2-(1)-02」の広島商船高等専門学校アセスメントプラン（学修成果の点検・評価の方策）に従い、専攻科委員会（資料8-2-2-(1)-03、第2条の一.教務に関すること、二.入学者選抜に関すること）に諮ると共に、本校のPDCAサイクル(自己点検評価委員会にて評価した結果は、総合企画調整会議にて改善案が審議され、運営委員会にて改善指示が出される。)に載せ、報告・検証すると共に必要あれば改善に役立てる体制を整備している。	再掲
	資料8-2-2-(1)-01_第1回専攻科委員会_議事要旨（専攻科における3つの方針の点検について）		
	資料8-2-2-(1)-02_広島商船高等専門学校アセスメントプラン		
	資料8-2-2-(1)-03_広島商船高等専門学校 専攻科委員会規程		
	資料1-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校自己点検・評価委員会規程		再掲
	資料1-3-1-(1)-01_広島商船高等専門学校総合企画・調整会議規程		再掲
	資料1-3-1-(1)-02_広島商船高等専門学校運営委員会規程		再掲
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
資料8-2-2-(1)-02_広島商船高等専門学校アセスメントプラン		再掲	

(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。	◇検証を行っていることがわかる資料		
■ 行っている	資料8-1-5-(4)-02_専攻科入学ガイダンス資料	入学者に対し「AP、DP及びCPに関するアンケート」を実施し、APに沿っているか検証・把握に努めている。	再掲
	資料8-2-2-(2)-01_【アンケートフォーマット】 AP、DP及び、CPについて		
	資料8-2-2-(2)-02_【アンケート】 AP、DP及び、CPについて		
	資料8-1-5-(4)-01_ガイダンス実施通知（専攻科）		再掲
	資料8-2-2-(1)-01_第1回専攻科委員会_議事要旨（専攻科における3つの方針の点検について）	また、広島商船高等専門学校アセスメントプラン（学修成果の点検・評価の方策）に従い、検証を行っている。	再掲
	資料8-2-2-(2)-03_第1回専攻科委員会_アセスメントプラン回答（会議資料）		
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。			
■ 改善に役立てている	資料8-2-2-(1)-01_第1回専攻科委員会_議事要旨（専攻科における3つの方針の点検について）	(1) (2)の通り、検証の結果、問題があれば改善に向けた協議が行われる体制が整備され機能している。	再掲
	資料8-2-2-(1)-02_広島商船高等専門学校アセスメントプラン		再掲
	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	上述備考欄の通り、入学者に対し「AP、DP及びCPに関するアンケート」を実施し、検証を行っている。また、検証結果を専攻科委員会にて委員に周知し、問題があれば改善に向けて本校のPDCAサイクルに載せる体制を取っている。具体的には、広島商船高等専門学校アセスメントプラン（学修成果の点検・評価の方策）に従い、検証すると共に改善に役立てる体制を整備している。		
観点8－2－③ 実入学人数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学人数との関係の適正化が図られているか。			
【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規程の所掌において定員と実入学人数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収容定員を専攻ごとに学則等で定めているか。	◇学則等の該当箇所		
■ 定めている	資料8-2-3-(1)-01_広島商船高等専門学校学則・学則準則（学生定員）	「広島商船高等専門学校学則 第40条」に記載している。	

(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料8-2-3-(2)-01_専攻科_入学者数_年度毎の推移	資料8-1-6-(3)-01_令和5年度第8回専攻科委員会_議事要録	
	資料8-2-2-(1)-03_広島商船高等専門学校 専攻科委員会規程		再掲
	資料8-1-6-(3)-01_令和5年度第8回専攻科委員会_議事要録		再掲
(3) 過去5年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 超過又は不足がある	◇【様式2-2】平均入学定員充足率計算表		
	様式2-2_平均入学定員充足率計算表	(3)の通り、入学定員に対する実入学者数について、産業システム工学専攻は57%と大幅に下回っており、改善に向けた取組を実施している。	
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 行っている	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
	資料8-1-6-(3)-01_令和5年度第8回専攻科委員会_議事要録	(3)の通り、入学定員に対する実入学者数について、産業システム工学専攻は57%と大幅に下回っている。従って、(2)に記載した通り専攻科委員会にて議論し、他高専にヒアリングに行くなどし改善に向けた取組を実施している。2次募集もその一環である。	再掲
	資料8-2-3-(4)-01_専攻科_入学者増に向けた取組(非公表)		

	(2)に記載した通り専攻科委員会にて議論し、他高専にヒアリングに行くなどし改善に向けた取組を実施している。2次募集もその一環であり、ほぼ毎年実施し1人、2人程度ではあるが入学者を受け入れることができている。専攻科への進学率が少ない原因の大きな要因として、本校の場合、家庭経済状況や昨今の人材不足による良好な求人環境が挙げられると分析している。これら原因を踏まえ、このような背景でも専攻科への進学を1つの選択肢として考えてもらえるような取組を実施していく必要があると考え、入学者数増加に向けた行動を起こしている。具体的には、学生が進学したいと思える、より魅力ある専攻科へ向けて「資料8-2-3-(4)-01」に示すように長期スパン、短期スパンで実施できる観点を整理し、図のループが循環することで、学生にとって魅力ある専攻科になるように全教職員一丸となり専攻科改革を推進している。例えば、短期スパンでは専攻科についてのガイダンスを低学年に実施するなど、教職員一丸となった取組を実施していく。また、近郊の広島大学との連携協定(共同研究への学生の参画で大学院への推薦枠が得られる制度)締結に向けた取組を実施しており、学生にとって魅力ある専攻科に向けての取組を加速している。また、長期スパンでは、教員の意識改革に向けた取組を、できるところから実施していくことになった。これらは、「資料8-2-3-(2)-02」の専攻科委員会で議論・協議した内容である。		
8－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
	資料8-1-6-(3)-01_令和5年度第8回専攻科委員会_議事要録		再掲
評価の視点 8－3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。			
観点8－3－① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。 【留意点】 ○ 学生の成績（修了時のG P A値等。）や修業年限内修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		

■ 整備している	資料8-3-1-(1)-01_海事システム工学専攻商船学カリキュラムマップ	DP対応カリキュラムマップを整備し、成績評価・修了認定の結果から身に着けた学力、資質・能力について（教育・研究の観点からも）把握できるようにしている。体制としては、「資料8-2-2-(1)-02」の広島商船高等専門学校アセスメントプラン（学修成果の点検・評価の方策）に従い、専攻科委員会（資料8-2-2-(1)-03、第2条の一.教務に関すること）に諮ると共に、本校のPDCAサイクル(自己点検評価委員会にて評価した結果は、総合企画調整会議にて改善案が審議され、運営委員会にて改善指示が出される。)に載せ、報告・検証すると共に必要あれば改善に役立てる体制を整備している。	
	資料8-3-1-(1)-02_産業システム工学専攻電気電子工学カリキュラムマップ		
	資料8-3-1-(1)-03_産業システム工学専攻社会システム工学カリキュラムマップ		
	資料8-2-2-(1)-02_広島商船高等専門学校アセスメントプラン		再掲
	資料8-2-2-(1)-03_広島商船高等専門学校 専攻科委員会規程		再掲
	資料1-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校自己点検・評価委員会規程		再掲
	資料1-3-1-(1)-01_広島商船高等専門学校総合企画・調整会議規程		再掲
	資料1-3-1-(1)-02_広島商船高等専門学校運営委員会規程		再掲
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料		
	資料8-1-5-(2)-01_令和5年度第3回専攻科委員会_議事要録	(1) の通りDP対応カリキュラムマップを整備し、成績評価・修了認定の結果から身に着けた学力、資質・能力について（教育・研究の観点からも）把握できるようにしている。専攻科2年修了時に専攻科委員会にて、成績・単位数等を確認し、単位認定、修了認定を行い把握している。	再掲
	資料8-1-6-(3)-02_令和5年度海事システム工学専攻（成績資料）（非公表）		再掲
	資料8-1-6-(3)-01_令和5年度第8回専攻科委員会_議事要録		再掲
	資料8-1-6-(3)-03_令和5年度産業システム工学専攻（成績資料）（非公表）		再掲
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料8-1-6-(3)-02_令和5年度海事システム工学専攻（成績資料）（非公表）	(2)の通り、学年末には成績会議を開催し、学修・教育・研究の成果を判定・認定している。なお、最終学年の成績評価に於いて、履修科目に対する「優」の割合が産業システム工学専攻で77%、海事システム工学専攻で83%と高い値を示している。	再掲
	資料8-1-6-(3)-03_令和5年度産業システム工学専攻（成績資料）（非公表）		再掲
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		

	(1)の通りDP対応カリキュラムマップを整備し、成績評価・修了認定の結果から身に着けらた学力、資質・能力について（教育・研究の観点からも）把握できるようにしている。専攻科2年修了認定会議（専攻科委員会）にて、成績を確認し、単位認定、修了認定を行い把握している。 (2)の通り、学年末には成績会議等を開催し、学修・教育・研究の成果を判定・認定している。なお、最終学年の成績評価に於いて、履修科目に対する「優」の割合が産業システム工学専攻で77%、海事システム工学専攻で83%と高い値を示している。		
--	---	--	--

観点8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

○ (1)の体制の整備が、観点8-3-①同じ体制で実施されている場合には観点8-3-①と同じ資料となる。

○ (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料8-2-2-(1)-02_広島商船高等専門学校アセスメントプラン	学生からは、授業アンケートを取り、	再掲
	資料8-3-2-(1)-01_【フォーマット】 令和5年度授業評価アンケート	修了生からは、修了者アンケートを取り、	
	資料8-3-2-(1)-02_【フォーマット】 令和5年度修了生アンケート	就職・進学先からは、関係者アンケートを実施している。	
	資料8-3-2-(1)-03_【フォーマット】 令和元年度（5年前）修了生アンケート	加えて、実施したアンケート結果を専攻科委員会にて報告・審議・検証している。	
	資料8-3-2-(1)-04_【フォーマット】 令和元年度（5年前）修了生企業アンケート	これら結果に基づいて、学習等の成果を把握・評価する体制としては、	
	資料8-3-2-(1)-05_【フォーマット】 卒業生・修了生企業関係者へのアンケート	「資料8-2-2-(1)-02」の広島商船高等専門学校アセスメントプラン（学修成果の点検・評価の方策）に従い、専攻科委員会（資料8-2-2-(1)-03、第2条の一・教務に関すること）に諮ると共に、本校のPDCAサイクル(自己点検評価委員会にて評価した結果は、総合企画調整会議にて改善案が審議され、	
	資料8-3-2-(1)-06_令和6年度第3回専攻科委員会_議事要旨	運営委員会にて改善指示が出される。)に載せ、報告・検証すると共に必要	再掲
	資料8-2-2-(1)-03_広島商船高等専門学校 専攻科委員会規程	あれば改善に役立てる体制を整備している。	再掲
	資料1-1-1-(1)-01_広島商船高等専門学校自己点検・評価委員会規程		再掲
	資料1-3-1-(1)-01_広島商船高等専門学校総合企画・調整会議規程		再掲
	資料1-3-1-(1)-02_広島商船高等専門学校運営委員会規程		再掲
(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
■ 行っている	資料8-3-2-(2)-01_R5年度修了生アンケート結果（非公表）	教育目標達成度アンケートを実施し、学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っている。	

	資料8-3-2-(1)-06_令和6年度第3回専攻科委員会_議事要旨		再掲
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
■ 行っている	資料8-3-2-(3)-01_5年前令和元年修了生へのアンケート結果（非公表）	修了生（終了直後でない）に対し意見案アンケートを実施し、意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っている。	
	資料8-3-2-(1)-06_令和6年度第3回専攻科委員会_議事要旨		再掲
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
■ 行っている	資料8-3-2-(4)-01_【フォーマット】卒業生・修了生企業関係者へのアンケート	定期的に就職・進学先への意見アンケート聴取を実施しているが、回答がない。今後、企業面談時、修了生についての状況を聞くなどし、体制を強化していく予定である。	
	資料8-3-2-(1)-06_令和6年度第3回専攻科委員会_議事要旨		再掲
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。			
■ 認められる			
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	各専攻とも、就職及び進学希望者に対する就職率、進学率は100%であり、就職先や進学先も養成しようとする人材像に合ったものとなっている。 資料 8-3-2-(2)-01のから、教育目標に対する達成度を把握していることがわかる。また資料 8-3-2-(3)-01から、各進路先で学習・教育・研究の成果が活かされていることがわかる。以上から、ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育・研究の成果が認められる。		
観点 8－3－③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】なし。			

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【様式2－4】修了者進路実績表		
	様式2-4_卒業（修了）者進路実績表		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			
	資料8-3-3-(2)-01_就職・進学率と就職・就職先分布		
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかかった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	専攻科課程でも学習・教育目標を達成するようにバランス良く選択科目を配置している。両専攻とも身に着ける学力や資質・能力が総合的に育成される特別研究については、学習・教育・研究の成果として必須としている。 特に産業システム工学専攻については、本科の電子制御工学科と流通情報工学科を基とした複合専攻であることから、学生自らが教育目標を意識して科目を選択するよう指導している。その結果として、就職先は幅広い職種に就いている。これは、学習・教育・研究の成果、DPを確実に身に付け、現代社会で活躍していく力が養成された結果である。		
観点8－3－④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 【留意点】 ○ 学位の取得を目的としない専攻科については、「□学位の取得を目的としないので、該当しない」の欄をチェックすること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)過去5年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。	◇学位取得状況がわかる資料		

■ 認められる	資料8-3-4-(1)-01_学位取得状況(非公表)	学位取得を目指さない学生が一定数存在する。学位取得を希望する学生の学位取得割合は100%である。学位取得を目指さない学生は、DPを満たし、専攻科の修了認定を受け卒業している。今後、入学後も意識向上を続けられるよう半期に2回以上(これまでは、半期に1回面談実施している。)面談実施し学生の心境を確認するなど、学生のサポート体制を構築し、学生にとってより魅力ある専攻科にしていく。	
	資料8-3-4-(1)-02_全員面談実施案内通知文		
	資料8-3-4-(1)-03_個人面談シート		
8-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
準学士課程で得られた知識の連続・発展性を持つ科目に加え、新たな知識を得ることで分野横断的な技術能力を持つ人材の育成も視野に入れている為、準学士課程で基礎を身に着けてない科目においても、垣根なく受講できるように基礎から発展まで身に付けられる授業内容になるよう工夫している。その結果、分野横断的な技術知識が身に付き、就職や進学時で悩む時、幅広い視野で考えられる一助になっており、学生各々にマッチする幅広い職種に就くことが叶っていると分析する。			
	資料8-3-3-(2)-01_就職・進学率と就職・就職先分布		再掲
基準 8			
優れた点			
学習・教育目標を達成するようにバランス良く選択科目を配置している。両専攻とも身に着ける学力や資質・能力が総合的に育成される特別研究については、学習・教育・研究の成果として必須としている。 特に産業システム工学専攻については、本科の電子制御工学科と流通情報工学科を基とした複合専攻であることから、入学時に8-1-5-(4)-01や8-1-5-(3)-05の1.3履修方法を説明する際に、学生自らが教育目標を意識して科目を選択するよう指導している。			
	資料8-1-5-(4)-02_専攻科入学ガイダンス資料		再掲
	資料8-1-5-(3)-05_専攻科履修ガイドブック（抜粋）		再掲
改善を要する点			
【定員充足率に関して】 入学定員に対する実入学者数について、産業システム工学専攻は57%と大幅に下回っており、これは、家庭経済状況や昨今の人材不足による良好な求人環境が挙げられると分析している。このような背景を考慮しつつ、専攻科委員会にて議論し、他高専にヒアリングに行くなどし改善に向けた取組を実施しており、今後、この取組を加速させ、学生が進学したくなる・学生にとってより魅力ある専攻科にしていく。 【学位取得率に関して】 入学時にAPに沿った学生を受け入れているが、本科で就職が叶わなかった為に専攻科へ進学を決意した学生の中には、学位取得を目指さない学生が一定数存在する。学位取得を希望する学生の学位取得割合は100%である。学位取得を目指さない学生は、DPを満たし、専攻科の修了認定を受け卒業している。今後、入学後も意識向上を続けられるよう学生のサポート体制（半期に2回以上（これまでは、半期に1回面談実施している。）意識調査を実施するなどし、意識変化や意識低下していないか確認すると共に、意識低下しているようであれば面談を実施し理由等が分かれば改善策を教職員や専門職員の力を借りつつ、専攻科委員会等で議論するような学生に寄り添ったサポート体制）を構築していく。これにより、学生にとってより魅力ある専攻科にしていく。			
	資料8-1-6-(3)-01_令和5年度第8回専攻科委員会_議事要録		再掲

資料8-3-4-(1)-02_全員面談実施案内通知文		再掲
資料8-3-4-(1)-03_個人面談シート		再掲